

《面談報告》

記録者：本郷 豊

日時	平成15年7月1日(火) AM 9:00 - AM 12:00
訪問機関名	Secretaria de Estado do Meio Ambiente e Recursos Naturais-SEMA(アクリ州環境・天然資源局)
面談者(所属/氏名)	相手方：Nilson L. Cosson Mata アクリ州政府環境局環境院(IMAC)理事 Jose Henrique C. Noura アクリ州農地院(INTERACRE)所長 Joao Cesar Dotto アクリ州技術基金所長 Denise Regina Garrafiel アクリ州政府採取・家族生産局長 Magaly Medeiros IMAC 環境研究部長(PPG7 担当者) 当 方：本郷、渡辺、岩井、JICA ブラジル事務所ダニエル職員、JICA ベレン支所大西職員(通訳：インダ)
協議内容	相手方よりの説明及び当方からの質問に対する回答は概要以下の通り。 1. アクリ州政府の開発基本方針 ①アクリ州はブラジル領内アマゾンの最上流域に位置し、人口僅か60万人(内30万人が州都リオ・ブランコ市に居住)で、大きな産業はないが豊かな森林がある。この森林の保全と利用が州政府の開発基本方針。開発方式のキーワードは「パートナーシップ (parceria)」。 ②重点政策は(a)持続的開発、(b)社会的包摂(inclusao social)、(c)インフラ整備及び(d)食料安全保障(gestao publica=seguranca alimentar)の4つ。 2. アクリ州の持続的経済開発政策と関連部局 ①企画・持続的経済開発局(SEPLANDS)が掲げる開発方針は「主として森林の持続的利用による収益確保と雇用機会の創出」で、その主要3課題は(a)農林業等の生産チェーン過程での規模拡大、生産性及び質の向上、(b)開発支援(インフラ整備、技術開発、融資制度等)の拡大、(c)政策(土地利用、天然林管理、農地政策、保護区等)の立案・推進である。課題別に関連部局がグループ化され対応している。 ②上記開発政策課題を実施するため、企画・持続的経済開発局(SEPLANDS)が関連する6つの局と4外郭団体を調整する。関連局は森林局、採取及び家族生産局、農牧局、観光局、環境天然資源局、技術支援・普及局。外郭団体はアクリ州環境院、アクリ州ビジネス庁(ANAC)、アクリ州技術基金(FUNTAC)、アクリ州農地院(INTERACRE)及び農牧森林保護院(INDAF)。それぞれの機関が、政府の開発基本方針及び企画局(SEPLANDS)の政策に基づく事業方針(diretrizes)を策定、これを実施中。 (報告者註：出席した機関より事業概要の説明があったが、以下 SEMA 及び IMAC 発表分のみ記載。) 3. 環境天然資源局(SEMA)及びアクリ州環境院(IMAC)の事業概要 SEMA 及び IMAC は上記2.①(c)を他の関連部局とともに担当。主な事業内容は次の通り。 ①「経済・生態ゾーンング(ZEE)」の実施と環境政策への反映 ZEE は PPG7 のサブプログラム「SPRN」の一環で、昨年10月に第1フェーズ終了(スケールは100万分の1)。ゾーンングは主に公有林を中心に参加型で実施。先住民の居住地区保護を目的とした人種ゾーンング(Etno-zoneamento)をも実施。ZEE が強制力を持つには州議会での立法化が必要である。現在、10万分の1のゾーンングを目指して第2段階準備中。 ②「アクリ州環境情報システム(SEIAM)」の運営 PPG7 のプログラムの一環としてドイツGTZ及びKFWの協力により SEIAM を構築。

	<p>アクリ州の環境情報をインターネット上で公開している。ZEEデータもPDFファイルでダウンロード可。また同サイトから連邦政府環境省アマゾン調整局が管理する「アマゾン情報共有システム(Sistema de Bases Compartilhadas de Dados sobre Amazonia-BCDAM)」にもリンクできる。</p> <p>③森林伐採の監視(コントロール) SIVAM/SIPAM(衛星及びレーザー利用の「アマゾン監視システム」)を導入し監視が容易になった。2002年8月には「州立利用者センター(Centro Estadual de Usuarios-CEU)」も稼動。森林伐採監視業務はIMAC、森林局及び技術支援・普及局の3機関が担当している。</p> <p>4. アクリ州環境分野の国際協力</p> <p>①米州開発銀行(BID)、GTZ及びUSAIDが実施中。ただし、USAIDはNGOを通じた資金援助が主体。アグロフォレストリー分野ではアメリカのアリゾナ大学との協力がある。</p> <p>②国際的に著名なNGOの活動は未だ少ない。現在、アクリ州ビジネス庁(ANAC)のコーディネートによりNGO及びSEBRAE(ブラジル中小企業庁)との連携でグリーン・ビジネスの導入を図っている。(なお国内NGOでは、パラ州のPOEMAとの連携がある。)</p> <p>③最近、アクリ州政府とイタリア政府のコンタクトが増え、イタリアの民間会社の進出を招致している。既にTIN社(イタリアの電話会社)及びPirelli社(自動車タイヤ等ゴム製品製造)が関心を示している。</p> <p>5. 大陸横断道路(Saida Pacifica) 現在の案はアクリ州東南部の一部をかするのみで、州内を横断するようにはなっていないが、実現すれば州内の森林へのインパクトは非常に大きなものになる。そのためにもZEEゾーニングとそれに基づく規制措置が急がれる。</p> <p><報告者コメント・補足></p> <p>①アクリ州は法定アマゾン地帯にあって、アマパ州と並んで熱帯林保護を前面に強く打ち出した政策を採用していることで知られている。また、現環境大臣の地元でもあることから近年、環境保護団体NGO、国際機関等の関心が高まっている。</p> <p>②一方、アマパ州は同政策で経済が悪化(破綻?)したとも言われ、アクリ州がその二の舞になるのではないかとの懸念もあり、その動向が注目される。 アクリ州の行政機構及び政策は、外国援助機関等の支援を得てうまく整理されているように思われ反面、一方でその実効性及び州政府の実力に不安が残る。</p> <p>③アクリ州は既に州面積の10%が人為的改変植生地域(area antropizada)となっている。また州面積の33%が保護・保全地域に指定されているがこれを57%に引き上げることが目標との説明があった。</p>
<p>収集資料</p>	<p>① SEPLANDS(アクリ州持続的経済開発・企画局)機構図説明資料</p> <p>② Implantacao de tecnologias de manejo agroflorestal em terras indigenas do Acre (アクリ州先住民地域アグロフォレストリー管理技術導入計画)PPG7計画</p>

《面談報告》

記録者： 渡辺 和見

日時	平成15年7月1日(火) 14:00~16:30
訪問機関名	EMBRAPA・Acre
面談者 (所属/氏名)	相手方：Ivandir S.Campos (所長)、Joao B.M.Paulo (調査管理部長)、Jair C.dos Santos (研究員)、Joao A.de Sousa (研究員)、Jonny E.S.Pereira (研究員)、Luis C.de Oliveira (研究員)、Judson F.Valentim (研究員)、Soraya P.de Silva (研究員)、Marcus V.N.d'Oliveira (研究員) 当方：本郷、岩井、渡辺、ダニエル、大西、磯田 (通訳)
協議内容	<p>所長 Ivandir 氏から挨拶の後、組織の紹介、今後の目標についての説明あり。EMBRAPA アクレ支所においては現在、農産事業の持続可能性を探ることに焦点が定められ、既に得られた知見と適用技術の社会還元が課題になっている。アクレ州は現在まで州面積の12%が開かれ、主に農牧業に利用されているが、未だ州の大部分が森林であることもあり、天然採取を含む森林関連産業も活発である。同研究所では、ゴムノキなど当地の特産物を生かしたアグロフォレストリーやそれらの事業化における課題として、生産の組織化、生産者の組織化、製品の加工化、製品の市場化をあげている。</p> <p>続いて、二人の専門家からより具体的なプレゼンテーションがあった。その内容および概略に関しては以下の通り。</p> <p>1) アクレ州における農牧開発の戦略 (Dr. Joao B.M.Paulo)</p> <p>アクレ州における農牧開発の戦略としては、①採取産業の伝統を生かす、②アグロフォレストリーの展開、③開かれた土地の集約化、の三点を上げることができる。これと同時に、家族農業の農産事業化、家畜生産の持続発展も大切な課題である。森林関連事業に付随して、カーボン・ガス (CO2) 関連の研究も重要性を増している。家族農業関連のプロジェクトでは、クプアスー、カカオの非農薬栽培、カピバラの飼育なども手掛けられており、適用技術としてのアグロフォレストリーの優良モデル化が進められている。一方、農産関連プロジェクトでは、クプアスージャム、クプアスー乳液、プルーニャのパルミット等の生産に関する研究が行われている。</p> <p>2) EMBRAPA アクレ支所における国際協力 (Dr. Jair C.dos Santos)</p> <p>ASB プロジェクト：焦点は農産事業・採取産業のシステム、環境および社会経済の改善を目的とした新技術の開発であり、ICRAF、CIAT、CIFOR、カリフォルニア大学、TSBF、IFPRI 等との提携がある。</p> <p>国際協力活動として：①ペルーとの科学技術協力では、INIA (国家農業調査協会) 等との提携があり、アマゾン地域の生物多様性の保護、森林採取、食糧確保などがテーマとなっている。②ボリビアとの科学技術協力では、アマゾニカ大学、FDTA (熱帯農林技術開発財団) との提携があり、植生保護、バイオテクノロジー、生物多様性、遺伝子資源、アグロフォレストリー、養殖、などがテーマとなっている。③米国との科学技術協力では、フロリダ大学との提携があり、生態学研究、森林管理区域における社会経済・生態調査などがテーマとなっている。④日本との科学技術協力としては、2002年にブラジル ABC を通して JICA に提起された案件として、「西部アマゾンの小規模生産者用地における天然資源の回復と持続的利用」があ</p>

る。継続期間は48ヶ月、ブラジル側責任者はDr. Marcus V.N.d'Oliveira。目的は、森林生産と天然資源の利用管理における持続的モデルの構築で、期待される成果は、土地利用計画の技術蓄積、コミュニティもしくは企業による森林管理システム、環境計画や森林管理に適用する地理情報システム、天然種子の生産分野である。

また、2003年にブラジルABCを通してJICAに提起されている案件として、「西部アマゾンの非木材天然森林資源の評価とその持続的利用」がある。継続期間は60ヶ月、ブラジル側責任者はDr. Joao A.de Souza、目的は、地域で知られた非木材天然森林資源の保護、不可価値向上、開発普及、情報管理によって地域住民の生産基盤の拡大に貢献することである。これにより期待される成果は、かかるテーマの情報戦略システム、インターネット上での情報公開、コミュニティにおける非木材森林資源の管理システム、環境影響に関するモニタリングシステム、非木材森林資源の合理的生産に関わる農業技術等の分野である。

- ・国際協力に関する EMBRAPA アクレ支所の関心事項
- 次のテーマに関する科学技術的知見
- －木材、果実、植物油、薬用油等に関する森林管理
- －森林性植物種の調査
- －野生動物飼育と養殖
- －荒地における農牧生産
- －地域住民と家族農業のための参加型調査と技術移転
- －採取産業および農牧業に関わる環境影響
- －アマゾン地域における生産物の市場および商業取引の調査

<質疑応答>

1. 渡辺：アクレ州における森林管理機関の育成について

－同州における森林産業・林業の仕組みが今後改良されれば、大きな社会インパクトを与え、環境影響を縮小できることから、新政権になってから州政府に新たに森林局ができ、木材・非木材の持続可能な利用について取り組んでいる。また、採取産業・家族農業局が新たにでき、特に、採取産業に関しては、'99年から連邦および州政府より助成金が出ている。更には、産業促進のため、リオブランコ市に工業団地を二箇所設ける計画があり、一箇所は木材工業、他方は一般工業に利用される予定。予算は、4年間で2,400万ドルであり、IBBと州政府が半分ずつ負担する。

2. 岩井：林業の割合を5%以上にする計画は？

－何%という目標はないが、林業地を60万ha増やす計画あり。奨励策を立てて州有林で林業振興を行い、森林管理計画のしっかりした企業を優遇する考えで、州政府としては、林業を中心として開発していく意向。林業に関する州の予算は、'99年の8%から'03年の23%に増額している。

3. 岩井：社会林業の動きについて

－森林管理法で農牧用地における保護区域の割合は、50%から80%へと引き上げられたが、実際にはあまり守られていない。ペイショット入植地には約1千家族いて、1家族当たり80haの土地を所有しており、'96年より10家族を対象に社会林業の試みが始まったが、2000年にはこれが20家族に増えた。金融機関からの融資としては、アマゾニア銀行のプロフロスタがあるが、これは主に大規模向けである。EMBRAPA アクレ支所では社会的に持続可能な森林関連産業を目指して、パラグリ、アサイなどの食品加工および木材加工について研究を進めており、国外市場を目指しているが、研究調査員、実行員など不足している。

3. 岩井：商品の認証制度について

	<ul style="list-style-type: none"> - 国際機関 FSC のブラジル版ともいえる IMAFLORA という認証機関がある。 - パラグリの認証に関しては、特にアクレ州とアマパ州で盛んで、国外ではペルー、ボリビアでもある。 - シャプリの方では、バイオディナミコというパラグリの認証機関がよく知られている。 - 州環境局の関連組織である FUNTAC (技術財団) は今認証機関として準備中で、特に薬草と芳香植物を取り扱う予定。 - 荒廃地の回復に関しては、農・牧・林のシステムを交差して立体的に築いていく必要がある。
<p>収集資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> • EMBRAPA・Acre

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月 1日 (火) 17:00 - 18:30
訪問機関名 (面談者)	SOS Amazonia -Acre- - Miguel Fcarcello (SOS Amozonia 代表)
訪問者	-本郷、渡辺、Daniel、大西、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1) SOS Amazonia は1988年に設立され、当初はシコ・メンデスも参加していた。1988-94年はAcre州の森林伐採が最も加速していた頃であり、SOSの設立は都市部の人々に対する警鐘の意味合いもあった。94年までの主な活動は、1) UNICEFの支援を受けた公立学校の環境教育、2) WWFの支援を受けたAcre州の州有林諮問委員会と州環境科学諮問委員会への参加、であった。</p> <p>(2) 95年以降では、米のNGOであるTNC(The Nature Conservancy)とMPEGの協力を得て、IBAMAと供に行ったSerra do Divisor国立公園の公園管理計画策定に関する活動がある。近年は上記国立公園を主体とした活動が多くなり、周辺4郡における公立学校の教師への環境教育研修を通じた環境教育の普及に重点を置いている。最近ではいくつかの郡政府が教師への環境教育研修に対して予算化措置をしてくれるようになったのでSOSの運営は幾分楽になったが、依然として活動資金不足は続いている。このため、監査制度を導入するなど、SOSの組織体制の強化を図った。現在のスタッフ数は17名である。</p> <p>(3) 2002年には10年先を見据え、1) 完全保護区を主たる対象とすること、2) コミュニティ・ベースを含めた環境教育のカリキュラム整備をすること、3) 環境保全型の政策推進のために行政への関与を強めること、4) 活動対象地域を拡大すること(例えばAcre州ではアノレ河流域、Amazonas州では州境にある砂地地域等)、を柱とした中長期戦略を策定した。</p> <p>(4) Serra do Divisor国立公園管理計画策定に直接的に関与したわけではなく、当時機関であるIBAMAに対する側面支援を行ったものである。具体的には、公園内に居住する522世帯(約2,000人)の移住計画であり、SOSは強制移転に反対の立場を取っている。そこで代替地の調査を独自に実施し、必要インフラなどの整備計画を行政側へ提示することによって自発的移転を促す様に配慮した。</p> <p>(5) エコツアーについては、公園の公共利用の一環としてポテンシャルがあると判断し、IBAMAへ働きかけた。具体的には霊長類とカメ類であり、公園周辺住民に対する事業機会提供の一環である。しかし、具体的な活動はしていない。</p> <p>(6) 州で計画しているZoningに対しては、ジュリア河流域の情報提供、テーマ別の調査実施、を通じた行政当局への働きかけを行っている。Zoning決定後は法律と同等の拘束力を持つことになるかと理解している。しかしながら、その合意には更なる科学的根拠と政治的配慮が必要になるため、SOSとしては積極的にならざるを得ない。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1) SOSの活動はSerra do Divisor国立公園とその周辺域にほぼ限定され、かつそのほとんどは環境教育である。IBAMAなど行政当局とは一線を画しているが、力のあるNGOとして先ず認知してもらわないと行政施策への働きかけは出来ない。その際には、名の通ったNGO支援機関からの学術的、資金的支援の有無が重要であると感じた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1) SOS Amazonia, 2) その他リーフレット

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月 2日 (水) 09:00 - 12:00
訪問機関名 (面談者)	Fundacao Vitoria Amazonica (FVA) -Amozonas- - Carlos Cesar Durigan (FVA 代表), - Marcos Roberto Pinheiro
訪問者	-大西、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明および Q&A の要点</p> <p>(1) FVA は 1990 年に設立され、1) 持続可能な開発、2) 環境教育、3) 科学的調査、を目的とした NGO である。1992 年の Jau 国立公園学術調査隊に INPA と共に参加し、ネグロ河流域の調査を行った。活動を通じて住民からの信頼を得るようになり、この成果が IBAMA に認められて以来、ネグロ河流域を主たる活動地域とするようになった。現在の常勤スタッフは 21 名、年間活動費は約\$R90-130 万であるが、資金的にかなり苦しい。</p> <p>(2)現在の活動は、1) Jau 国立公園内の生物インベントリ整備などの科学的調査、2) 同公園内の居住住民組織化プログラム、3) 公園周辺域の学校教師を対象とした環境教育プログラム、4)公園化されたためにこれまでの経済活動が違法行為となってしまった住民への代替経済活動支援プログラム、5) GTA などの NGO ネットワークを通じた公共政策プログラム、が主なものである。また、公園内には未だ 160 世帯 (約 900-1,000 人)の居住者がいるため、彼らが無理に移住しなくてもすむような状況作りも行っている。特に同じような問題を抱えているアクレの SOS アマゾンアとの情報交換を密に行っている。</p> <p>(3)公園管理そのものは IBAMA の管轄であり、直接関与することは出来ない。しかし、広大な公園にも拘らず IBAMA の担当者は 1 名であり、FVA の協力がなければ何も出来ない状態にある。過去、IBAMA から公園管理委託の話があったが、それを受けると独自活動の自由度が少なくなること、住民に対して好ましくない行動を取らざるを得なくなること、組織的な管理業務には不慣れであること、等から委託を見送った経緯がある。現場の情報やニーズを行政に伝えることは重要であると認識しており、IBAMA に対しては今後とも良きパートナーであることを心かけている。</p> <p>(4)ネグロ河のインディオのうち約 40 部族はある程度組織化が進んでおり、環境意識も高いことが特徴である。FVA は調査などを通じて、これらの部族とよい関係を築くことが出来ている。今では彼らの自発的意思を尊重しつつ、天然素材と伝統技術を用いた製品の展示販売ルートに関する支援をするまでになった。しかし、あくまでもインディオの現実的な対応能力を踏まえた上での活動にとどめている。このようなインディオや住民達との信頼関係ならびにネグロ河流域の自然環境情報の豊富さが FVA の特筆すべき優位性である。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1)FVA の活動は、アクレ州の NGO である SOS Amazonia のアマゾナス州版ということが出来る。FVA の活動の背景には IBAMA の行政執行に関する人材的、予算的制約があることは明白である。現在に至るまで中央政府中心に練られた数々の企画が試みられているが、机上での計画は出来ても(それすら合意に至るには大変な労力を要するが)、実施に移すには更に困難な道程があることを示している。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1)Parque nacional do Jau, 2)Peixes, 3)Projeto fibrarte

《面談報告》

記録者：本郷 豊

日時	平成15年7月2日(水) PM 3:15 ~ PM 5:00
訪問機関名	Instituto Interamericano de Cooperacao para a Agricultura-IICA 米州農業協力機構
面談者 (所属/氏名)	相手方：Benedito Rosa do Espirito Santo 所長(前ブラジル農務省農政局長) Waldo Espinoza 次長(Secretario Executivo) 当 方：本郷、ブラジル事務所がニエル職員
協議内容	<p>当方よりの質問に対する回答は概要以下の通り。</p> <p>1. ブラジル新政権の農業政策のポイント</p> <p>① 新政権は労働党政権であるため、小規模農家支援を政策の中心に据えるだろう。これはヨーロッパ農業政策のコピーで、今後補助金が拡大するはずだ。</p> <p>② 一方で雇用創出のために(A)輸出振興、(B)生産性向上及び(C)農産物への付加価値増加という前政権の基本方針も踏襲するだろう。アグリビジネスはブラジル経済の牽引車であるから軽視できない。</p> <p>③ 穀物生産→畜産→農産加工のフード・チェーン強化の次に期待される分野として、水産(特に内陸水利用の養殖)があげられている。アマゾン水系の漁業も注目されるだろう。</p> <p>2. ブラジル新政権の環境政策について</p> <p>① ルー大統領は環境省とその傘下の IBAMA の幹部に労働党員を大量に登用した。しかし、新政権の実力者であるパロシ大蔵大臣とジメル大統領文官長の最優先課題は政権の維持と再選にあることから、過激な環境保護政策者は今後排除されるだろう。このため、環境政策についても前政権以上の保守的な政策は採れないはずだ。マリア・シルバ環境大臣の行動も制約されるだろう。</p> <p>3. ブラジルのアマゾン環境保全政策について</p> <p>① カルドゾ前政権は環境保全政策を推進し、「森林法(Codigo florestal)」を通じた。アマゾン熱帯雨林地帯での農業開発は農地の80%を法定保留地と義務付けている。一方、同地帯での私有地は13%のみであることから、不法伐採の監視さえ強化すれば大規模な森林破壊は抑制されるはずだ。</p> <p>② アマゾンの環境保全は、「生態・経済ゾーン(ZEE)」に基づく土地利用と、SIVAM及びSIPAMに支持されたモニタリングで保障される。監視機能と取締り機能強化がアマゾン環境保全の鍵だ。</p> <p>4. アマゾン地域協力機構(Organizacao do Tratado de Cooperacao Amazonica-OTCA)について</p> <p>① 1978年にアマゾン盆地に位置する8ヶ国(ブラジル、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ギアナ、ペルー、スリナム及びベネズエラ)がアマゾン地域の持続的開発を目的にOTCAを設立。</p> <p>② 2002年12月、OTCA常設事務局をブラジリアに設置。年間予算130万ドルで域内のインフラ整備計画の策定や環境保護政策の推進等を目指す。2003年2月、ボリビア人事務局長 Sergio Sanchez 氏着任。同年5月、ブラジル政府内に13省庁から構成される「アマゾン協定ブラジル常設委員会(CNP/TCA)」を設置。ようやくブラジルを核とした域内諸国の協力実施体制が整った。SIVAM(衛星利用の</p>

	<p>アマゾン監視システム)の活用に強い期待がかかっている。</p> <p>5. IICA の業務とアマゾン環境保全協力</p> <p>① IICA は 1942 年に設立(本部コスタリカ)、34 ヶ国が加盟する国際機関。その目的は、域内の農業振興を図るため技術協力を推進すること。</p> <p>② OTCA 活動について、IICA は「研究協力事業」に参加。</p> <p>③ 1997 年、OTCA 加盟 8 ヶ国の農牧研究機関から構成される「南米熱帯技術研究・移転協力プログラム(PROCITROPICOS)」が発足し、IICA は調整機関として参加。同プログラムの主要課題の 1 つがアマゾン盆地域内生物資源の保護と利用・開発。現在、GEF(地球環境基金)の利用が検討されている。</p> <p><報告者コメント></p> <p>① アマゾン地域諸国の域内協力として、OTCA、PROCITROPICOS 及び BCDAM 等があげられる。ただし、これらは中・長期的課題であろう。</p> <p>② アマゾン情報を近隣関係諸国で共有する動きとして、「アマゾン情報共有システム(Sistema de Bases Compartilhadas de Dados sobre Amazonia-BCDAM)」がある。ブラジルでの担当省庁は環境省アマゾン調整局。BCDAM を運営する調整委員会(Comite de Coordenacao-CCS/BCDAM)も設置されている。しかし、同システムの情報量は未だ充分ではなく、建設途上と言ったところ。JICA ブラジル事務所が進める「アマゾン地域環境情報ネットワーク構想」も、こうした域内の情報共有化を目指すもの。</p>
<p>収集資料</p>	<p>① Desarrollo de los Recursos de la Biodiversidad en la Cuenca Amazonica 「アマゾン流域生物多様資源開発計画」2003 年 5 月</p> <p>② IICA の 2003 年度事業計画書</p> <p>③ IICA 活動に関する各種パンフレット、他</p>

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月3日(木) 09:00 ~ 12:00
訪問機関名 (面談者)	EMBRAPA アマゾン西部 -Amazonas- -Jeferson Luis V. de Macedo (Chief Adjunto de Comunicacao e Negocios)
訪問者	-大西、岩井、インダ(通訳)
協議内容	<p>概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1) EMBRAPA 西部は1974年に設立された。当初はゴム生産に特化した研究であったが、今は農林畜水産全てを研究対象としている。森林分野研究はアグロフォレストリーに主体を置き、木材に関してはINPAと連携している。農産加工研究はEMBRAPA西部で実施せず、スタッフと設備を有する近隣のEMBRAPAに委託している。現在、1,200haの敷地を持ち、職員数280名、このうち研究員は54名である。年間予算は約\$R1,000万であり、内70%が人件費である。</p> <p>(2) EMBRAPA 西部では地域のニーズに沿ったテーマを選定し、研究を実施している。具体的には、1) 土壌特性と持続性を考慮した森林の経済的利用、2) 認定を受けた林業生産物・製品の輸出、3) Community 林業促進、4) 養殖漁業、5) 在来種を含めた果樹栽培、6) ゴム生産技術、7) 地域住民の需要を満たす穀物生産、8) 小型動物を含む畜産、9) 薬草、医薬品、バイオテクを含む生物多様性研究、である。また、アマゾナス州の政策として農業の多様化と家族農業の振興を掲げているため、アグロフォレストリー促進も考慮している。</p> <p>(3) 食品についてはブラジル統一規格(FSC)があり、IMAFLORA(NGO)が認定機関として認証を行っている。しかし、木材など多くの製品および生産物の認定制度は未整備であり、現在検討中である。EMBRAPAはブラジル規格協会(ABNT)や度量衡院(INMETRO)などに協力している。</p> <p>(4) ブラジルでは入植地面積の80%は森林として残さなければならないが、持続的で保全に有効な利用であることを監督官庁(IBAMA)に証明すれば、その利用も可能である。しかし、個々の家族農家が個別に実施したのでは規模が小さ過ぎること、IBAMAへ提出するインベントリーの準備が大変なことなどから、組織化の必要がある。この組織化された森林組合が行う林業をCommunity 林業と称し、EMBRAPAとして森林管理計画策定などに支援を行う用意がある。しかし、現在はパイロット事業の域を出ておらず、普及はこれからの課題である。</p> <p>(5) アマゾンのゴムは、国内需要はあるものの、病気発生や他国産品による低価格のため、やや低迷している。EMBRAPAの現在の対ゴム戦略は価格低迷時の増産ではなく、アマゾンのゴムを一旦サンパウロなどの南部に移してアマゾン地域の地力回復を待ち、その間に病気耐性などの改良を重ね、時期を見て再度アマゾンに戻すというものである。マレーシアでも生産効率が落ちているので、いずれアマゾンの出番が来ると考えられる。</p> <p>(6) 前政権下では農業分野に対する軽視があり、州経済における農林畜水産の割合は以前の8%から2.5%にまで低下してしまった。しかし、現州政府は農林水産局を新設する等、農林畜水産に比重を置いている。このため、EMBRAPAは生産直結型の成果を、そしてアマゾナス州農牧開発院(IDAM)は地域ニーズに基づいたサービスを求められており、JICA開調時(2001-2002)のような非効率さは改善されてきている。特にIDAMはEMBRAPAの研究成果普及など普及指導員の質が問われているため、農業教育を含め農関係の人材育成が急務である。</p> <p>(7) マナウス自由貿易措置ゾーン(ZFM)への進出企業の傾向が変化しつつある。既存枠組の工業団地に入らず、農工業、医薬品、繊維化学工業関連の工業団地への希望が急増しており、電子機器の生産からアグリやバイオへのシフトが顕著であることに留意すべきである。すなわち、今後ともEMBRAPAが貢献できる分野は増えることが予想される。</p> <p>(8) アマゾナス州にもNGOは多く存在するが、質的には大きな差がある。EMBRAPAとしては特質や技量を見極めながら連携や協力を行いたい。</p> <p>(9) アマゾナス州の課題として、1) 食料の自給が出来ていないこと、2) マナウスへの集中が甚だしいこと、3) 経済インフラ整備が極端に遅れていること、が挙げられる。開発拠点がゴム生産からZFMへ変わり、そして今後は農林業へとシフトするだろう。また、電力、道路など開発の地方展開に伴う経済インフラ整備が加速されよう。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	<p>1)2000 Annual Report, Embrapa 2)Plano Director, Embrapa Amazonia Ocidental 2000-2003 3)Fruit Trees in the Amazon Region</p>

《面談報告》

記録者：睦好 絵美子

日時	平成 15 年 7 月 3 日 (木) 14:00-15:30
訪問機関名	農地改革院 (Instituto Nacional de Colonizacao e Reforma Agraria [INCRA])
面談者 (所属/氏名)	Inocencio Renato Gasparim Director, Family Agriculture Secretariat、他 2 名 調査団：睦好、渡辺、佐藤 (通訳) ブラジル事務所：大塚、ダニエル
協議内容	<p>1. PRONAF について</p> <p>(1) ブラジルでは農業は大規模な企業農業が政策の中心であったが、94-95 年頃に家族農業が政策として扱われ始めた。1995 年に PRONAF (全国小規模農業支援プログラム) が開始され、主に技術指導、農業融資、農業インフラ整備、最低価格の保障制度の実施などを行ってきた。1999 年に、農地改革と家族農業を統合的に扱っていくために、INCRA (農地開発省) ができた。</p> <p>(2) INCRA の家族農業局は、PRONAF の実施状況の改善を担っており、銀行の融資促進、小規模農業の技術指導の推進などを行っている。PRONAF モニタリング部では、全国のモニタリングを外部者 (コンサルタント、国内の研究所、大学、州政府など) に委託して実施している。</p> <p>(3) 小規模農家のための農業融資については、ルーラ大統領が発表した政策であり、今後とも推進していく。ブラジルの東北部には、国連 FIDA (農業開発国際基金) があり、PRONAF の活動の一部を支援している。PRONAF はプログラムというより政策であり、各ドナーはそれぞれのプログラムに協力している。</p> <p>2. プロアンビエンチについて</p> <p>(1) アマゾン・プロアンビエンチ政策は小規模農家の支援と環境保全のための特別なプログラムである。人材育成および農業技術指導を通じ、アマゾンの資源利用が持続的な方法に変化することを狙っている。アマゾンの自然環境保全はアマゾンの家族農業のあり方にかかっている。これまで、アマゾン地域以外で行われてきたブラジルの農業はスケールメリットを狙った大規模なインフラと大面積の農地・牧場を必要とし、自然を破壊してきた。</p> <p>(2) プロアンビエンチは「環境保全サービスへの対価の支払」が主要なポイントである。INCRA の家族農業局と環境省持続的開発局が共同でプログラムの内容作成を進めている。7 月 4 日に大統領が発表する 2003 年の多年度計画にもプロアンビエンチが重要政策として含まれている。</p> <p>(3) 9 月に 12 か所の拠点地域において 1 拠点地域あたり 500 家族を対象に実施する計画がある。内容は、生態系保全のための生産技術の改良、農業技術の普及、環境サービスモニタリングなどである。目標としては法廷アマゾンの 7 つの州で 40 万世帯の家族農業 (1 世帯あたり 300ha を上限) を支援とする。</p> <p>(4) プロアンビエンチによる融資の条件は、山焼きの禁止、所有地における自然資源の回復である。どのような農業・林業生産を行うことが自然資源の回復といえるのか、科学的な根拠が必要とされている。</p> <p>3. 環境サービスの計量化 (プロアンビエンチの主要戦略である「環境サービスへの対価の支払」に関して、農地利用方法による環境サービスを計量化し、それにもとづいて対価を支払うと聞いているが、その実現可能性はどうか。)</p> <p>・環境サービスの計量化については現実的ではないと結論づけ、その代わりに「環境保全の原則」(山焼きをしない、荒廃地回復を行う、カポイラへの植林を行う、</p>

	<p>水源地の保護を行う)を守っている農家に対して融資することにした。</p> <p>4. 具体的な農業技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(山焼きは伝統的かつもっとも少ない労力のできる開墾方法であり、禁止したら農家が困るのではないか? という調査団からの質問に対し、)GTZとEMBRAPAの協力で山焼きをせずに、(農業機械による)開墾する方法を開発中である。プロアンビエンチでは天然林の伐採・開拓は禁止しており、荒地のみを対象としている。 ・プロアンビエンチでは、大豆やメイズの栽培ではなく、果樹などの永年作物と植林を推進することを考えている。 ・(IBAMAが合法的な山焼きの方法を提示しているが、それとの整合性がない、との調査団からの指摘に対し、)具体的な農業技術はこれから検討されていく。 <p>5. パラ州でPRONAFの実績、アマゾンの家族農業の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パラ連邦大学は、プロアンビエンチがアマゾン地域の持続的開発のための最も有効なプログラムであると認めている。 <p>しかし、法定アマゾンでは農家がPRONAFの申請をしないため、実績がほとんどない。アマゾンの家族農業の問題は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農業計画に経済的なフィージビリティを持たせられない。 ②輸送、マーケティングに問題がある ③銀行がリスクが高いと判断し、融資をしない。 ④農家への技術指導が弱い <p>6. プロアンビエンチの実施で求められる協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドナーに期待する協力は以下のような分野である。 <ol style="list-style-type: none"> ①銀行が農家へ融資しやすいように保証基金設立を支援する ②農家への技術指導(持続的農業技術、非木材林産物に付加価値をつける加工技術) ③農家の人材育成(環境保全にかかる意識向上) <p>7. アマゾン開発の国家委員会(CONAMAZ)、アマゾン開発庁(SUDAN)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマゾン開発の国家委員会(CONAMAZ)は7月15日に「アマゾン・サステナターボ」(アマゾンの持続的開発)政策を発表する予定。 ・アマゾン開発庁(SUDAN)はしばらく機能していなかったが、動き始める予定であり、その業務として家族農業支援、プロアンビエンチも含まれる予定。
収集資料	

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月3日(木) 14:00 ~ 17:00
訪問機関名 (面談者)	アマゾナス州環境保護院(IPAAM) -Amazonas- -Carlos Roberto Bueno (Chief de Gabinete), -Jose Nestor de Paula Lourenco (Chief de EEZ), -Everado de Vasconcelos Martins, その他1名
訪問者	-岩井、インダ(通訳)
協議内容	<p>概要説明および Q&A の要点</p> <p>(1) IPAAM の前身は IMA であり、1989 年に設立された。2003 年の新政権になって州政府に、1) 環境持続可能開発局、2) 科学技術局、3) 農林水産局、が新設され、IPAAM はインディオ政策部等と共に環境持続可能開発局の傘下に入った。現在、IPAAM の職員数は 135 名、年間予算は約 SR600-700 万であり、50-60% は自己収入である。</p> <p>(2) IPAAM の役割は環境管理であり、1) 州環境政策の実施、2) 州管轄保護区管理、3) 環境保全に関する監督、モニタリング、許認可、が主な業務内容である。前政権においては中央省庁-州政府-IPAAM という一方通行の command & control が主流であったが、今では持続的利用と参加型がキーワードとなったため、政策や施策にも変化が出てきている。</p> <p>(3) その例として環境持続可能開発局主導のグリーン・フリー・ゾーン・プログラムがある。これは入植地の持続的利用推進を目的としたものであり、1) 地主であることの証明、2) 公共インフラ整備状況報告など、いくつかの審査を経れば森林の有効利用や必要資器材の供与などを受けられるプログラムである。</p> <p>(3) EEZ に関しては検討中であるが、1) マナウスへの集中問題、2) 食糧自給率向上、3) 道路など経済インフラ整備問題、4) 近隣他州との関連・調整・連携、5) 生態や経済に関する基本データの絶対的不足、など深刻な課題を抱えている。現時点における重点地域は、1) マナウスの ZFM と周辺域開発、2) アマゾナス州マデイラ河沿岸の Novo Aripuana-Apui-Jacaretinga を通り、マトグロッソ州の Aripuana に抜ける道路建設、3) Purus 河上流の Boca do Acre 周辺域の開発、である。</p> <p>(4) エコツアー開発についてはネグロ河流域が高いポテンシャルを持っていると考えている。また、別の切口として、エスニック・ツアーも考えられる。課題は、1) インディオの生活を乱さないこと、2) 基本インフラ整備、3) 地場産業振興とのリンク、4) 他州からの航空便アクセスの改善、などである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	<p>1) Programa ciencia e sustentabilidade, 2003 2) Zona franca verde 3) Licenciamento ambiental 4) その他リーフレット</p>

《面談報告》

記録者：本郷 豊

日時	平成15年7月3日(木) PM 3:00 ~ PM 5:00
訪問機関名	Centro Nacional de Recursos Geneticos e Biotecnologia -CENARGEN Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuaria-EMBRAPA ブラジル農牧研究公社・遺伝資源・バイオセンター
面談者 (所属/氏名)	相手方：Clara Oliveira G. Goedert 研究開発部長(CENARGEN) Jose .F. Monte Negro Valls マクロプログラム RENARGEN調整官(CENARGEN) Maria J. A. Sampaio 技術移転・知的所有権担当官(EMBRAPA 本部) 当 方：西沢、本郷、(IBAMA 城殿専門家同席)
協議内容	<p>当方からの質問に対する回答は概要以下の通り。</p> <p>1. CENARGEN の業務</p> <p>①ブラジル農牧研究公社(EMBRAPA)の試験場は、(a)作物別研究センター、(b)Bioma 別研究センター及び(c)テーマ別研究センターの3種類に分類される。(b)の Bioma 別研究センターは、それぞれの Bioma の生産性調査・開発、新規作物導入及び栽培体系確立を目指している。CENARGEN は(c)のテーマ別研究センターの1つで、各研究センターと連携し農業用遺伝資源(動植物野生種を含む)の保存と有効利用及びバイオ技術の開発を図ることを目的としている。</p> <p>②遺伝資源については、海外からの導入種をも含む。</p> <p>2. RENARGEN(ブラジル遺伝資源ネットワーク計画)</p> <p>①「RENARGEN」は、遺伝資源の保存と有効利用を全国レベルで展開するため、EMBRAPA 研究センター、大学及び公社をネットワーク化するプログラム。現在、(地域別ではなく)作物・動物等の分野別に11のプロジェクトを実施している。</p> <p>②例えば、第7プロジェクト(Network Component 7)では林木及び椰子の germplasm の収集、保全プロジェクトを9ヶ所の EMBRAPA センター、3大学及び1公社が共同で実施し、その調整はパラ州クリチバ市にある「EMBRAPA 森林研究センター」が当たっている。第8プロジェクトでは、薬用植物、工芸作物、香料作物等を対象に、8つの EMBRAPA 研究所と2大学がプロジェクトを実施し、その調整機関は(対象作物が広範囲に及ぶ事から)CENARGEN が当たっている。</p> <p>3. ブラジルの遺伝資源に係る知的所有権</p> <p>①ブラジルの遺伝資源保護に係る規定は、2000年6月29日付け大統領暫定令2052号(その後16回修正・延長され最終的には2001年8月23日付大統領暫定令2186号)によっている。(国会で新たな法律が制定されるまでは同暫定令が効力を有する)</p> <p>②同暫定令の内容は極めて厳格で、制限事項が多い。遺伝資源へのアクセス及び国外への持ち出しは、19の関連省庁及び機関から構成される「遺伝資源管理審議会」(管轄は環境省)の事前承認が必要で、その審議は個別案件毎に行われる。同審議会は原則、毎月1回開催。新政権は同審議会の構成メンバーをさらに増加させて地域住民、先住民、NGO、関連企業の代表を参加させたいとの意向があるので、今後手続きはより煩雑となろう。</p> <p>③同審議会を対象とする遺伝資源は、動物、植物、微生物(菌類、細菌)、及びそれらの一部でもある分子(moleculas)をも含む。</p> <p>④この大統領暫定令は、直接利益に結びつかない研究プロジェクトや遺伝資源バンクのための試料収集にも適用されるため、研究上は大きな制限となっている。 (注：暫定令の内容は別途報告書に記載予定)</p>

	<p>4. 遺伝資源分野の国際協力</p> <p>①技術協力受入ではフランスの CIRAD 及びアメリカの USDA との協力、また技術協力供与の面では対アフリカ諸国との協力がある。</p> <p>5. 遺伝子操作研究の方向</p> <p>①現在、世界的に乾燥耐性遺伝子(DREB)の作物への取り込みが盛んに行われており、注目される。日本では JIRCAS が大豆の研究でアメリカと競っている。</p> <p>②アマゾン地域の遺伝子資源としては、(a)薬用植物の有効成分造成遺伝子、(b)CO₂排出権取引に関連し、炭酸ガス吸収効率の高い遺伝子、(c)日照(Luminocidade)の有効利用に係る遺伝子であろう。特に、(c)の遺伝子については、ドイツ及びアメリカの官民が力を入れている。例えば、この遺伝子をトウモロコシに組み入れれば生産性の向上が期待できよう。</p> <p><報告者補足></p> <p>①CENARGEN は 1974 年に設立、主に海外から農業用遺伝資源の導入を図る。1986 年に「農業用バイオ研究プログラム」の調整機関としての役割が加わり、以降遺伝資源とバイオ関連の調査研究を担当。</p> <p>②CENARGEN は従来全国の関係機関の調整機関として予算を確保・配分し統括してきたが、現在の「RENARGEN 計画」でこれが分野別に分散・ネットワーク化された。このためアマゾン地域の遺伝資源の収集・保全・利用は、その分野によって担当調整機関(EMBRAPA 担当センター)が異なる。(→今後、アマゾン地域遺伝資源分野の協力がなされる場合は、EMBRAPA 地域研究センターが適当であろう。)</p> <p>③ブラジルの遺伝資源知的所有権関連規定は極めて厳格で、同分野での研究協力実施に際しては注意を要する。そもそも、知的所有権規定が法律ではなく大統領暫定令 2052 号(同 2186 号)の形で公布されたのは、当時、多国籍企業 Novartis 社と NGO の Bioamazonia がアマゾンの遺伝資源を巡るプロジェクトを実施中で、それに行政介入するための手段だとされた。このため同暫定令の内容は警戒心の強い内容になっていると言われる。</p>
収集資料	<p>① RENARGEN プログラム説明資料(P.P)</p> <p>② 遺伝資源知的所有権に係る大統領暫定令 2052 号 (2000.6.29) 説明資料 (P.P)</p> <p>③ 遺伝資源関連規定(小冊子)</p>

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月4日(金) 09:00 ~ 11:30
訪問機関名 (面談者)	バイオテクノロジー・センター(CBA)-Amazonas- -Alilind Canto
訪問者	-岩井、インダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1)CBAは2002年の大統領令に基づくPROBEM (Institui o Programa Brasileiro de Ecologia Molecular para o Uso Sustentavel da Biodiversidade da Amazonia)を根拠法とする。MMAを統括省とし、MCT、開発産業貿易省(MDIC : M. of Development, Industry and Foreign Trade)の3省が管轄する組織である。国内の大学ならびに研究機関はRLAというネットワークを通じて協力、連携機関となる。</p> <p>(2)このPROBEM構想は1996年からのものであり、当初はBio-Amazoniaという組織が実施する予定であった。しかし、このBio-Amazoniaはノバルティス製薬会社が中心的なスポンサーとなってバイオ関係の商品開発をすることになっていたため、ブラジルの民間会社のみならず世界各国から不正であるとの批判が巻き起こった。ブラジル政府としてもこれらの批判を無視できず、結局はノバルティス製薬会社が手を引く事になり、PROBEMが宙に浮いてしまった。政府として設立のコミットをした以上、やめるわけにもいかない。関係機関との協議の結果、MDICの傘下にあるSUFRAMA (Superintendency of Manaus Free Trade Zone)がBio-Amazonia構想段階から参画していたこともあってCBAを引き受けることになった、という経緯がある。</p> <p>(3)CBAはバイオ関係の技術センターであり、研究機関ではない。設立の目的は、1) アグリ、医薬品、バイオテクなどの民間の関心が高い分野における技術開発、2) RLAによるバイオテクのインテグレーション、3) バイオ産業団地など生産拠点の開発、4) 新技術開発型民間企業のインキュベーター、5) 民間企業への技術および情報サービスの提供、6) バイオテク関係の人材育成、である。</p> <p>(4)2007年までの第1フェーズの総投資額は約40億円であり、その内SUFRAMAが約6億円、MMAが1億円を拠出する。残りは民間からの直接投資で賄う予定である。資機材だけで約7億円が必要だが、2003年現在2億円が集まっただけである。今は施設の建設中であり、技術開発をするスタッフや資機材は未調達である。</p> <p>(5)今後の課題として、1) 開発特許の帰属を含む契約条件、2) 優秀な人材の確保、3) 民間投資へのインセンティブと誘導、などがある。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1)アマゾン背景とした遺伝子資源、バイオテク、医薬品開発など将来の投資、開発、利益追求にブラジル国内および世界の投資家などが虎視眈々と狙っている現状がある。ブラジル政府としてはこれらの思惑を利用しつつ、どのように対処していくべきかを目下検討中である。</p> <p>(2)CBAについては、未だ緒についたばかりであり、実質的なことは何も行われていない。CBAの生い立ちからして利害関係が複雑であり、運営のみならずその存立を含めて軌道に乗るまでには今後ともかなりの紆余曲折が予想される。また、応対したCBAの担当者はEMBRAPAの定年退職者であり、本質的な議論に直接関わっているわけではない。したがって、実態の詳細や今後の方向性を知るにはCBAではなく、前述の中央3省からヒアリングする方が早いと思われる。なお、バイオ関連の投資動向を探るために、JBICの担当者が先月訪れたとのことであった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1)説明資料の資料

《面談報告》

記録者：本郷 豊

日時	平成15年7月4日(金) AM10:00 - AM11:30
訪問機関名	Associacao Brasileira de Agribusiness(Abag)ブラジル・アグリビジネス協会 Instituto de Estudos do Agribusiness(IEAg)アグリビジネス研究所
面談者 (所属/氏名)	相手方：Luiz Antonio Pinazza(Abag 協会専務理事及び「Agroanalysis」誌編集長) 当 方：本郷
協議内容	<p>当方からの質問に対する Pinazza 氏の回答は概要以下の通り。</p> <p>1. 新政権の農業及び環境政策について</p> <p>① ルーラ大統領は、FTAA、EU 及びアジア市場での農産物の国際競争力強化を図るため、アグリビジネス界の実力者2名を重要閣僚ポスト(農務大臣と商工大臣)に据えた。アグリビジネスはブラジルの主幹産業の一つで、地域間所得格差は正や人口分布の平準化にも大きく貢献している。新政権のアグリビジネス発展への期待は大きい。</p> <p>② ブラジルの自然環境政策上で重要な地域は、アマゾン、セラード、パントanal(ボリビア国境に広がる大湿原地帯)及び海岸山脈林の4つで、農業開発との関連で対応はそれぞれ大きく異なる。しかし、ブラジルの自然環境問題は、従来、科学技術的根拠に基づく議論ではなく、むしろ政治問題として論じられてきた。</p> <p>③ 現政権の中には環境問題を政治的に利用している政治家もいるが、その科学的根拠は薄く、今後は政権内で孤立していくだろう。</p> <p>④ ブラジル経済及び貿易の大黒柱である農業が抱える最大の課題は(生産技術よりも)、道路や鉄道などの流通インフラ整備だ。流通インフラの整備による環境へのインパクトは、農地造成に比較して小さい。</p> <p>⑤ 今年の1月、アメリカ農務省はブラジル農業の潜在力を評価するレポートを公表し、その中でブラジルは森林破壊せずともセラード地帯だけで9千万haの可耕地(粗放牧地からの農地転用)があると推計している。ブラジル農業は生産拡大に森林破壊を必要としていない。</p> <p>2. アマゾンの開発と環境問題について</p> <p>① 現行森林法ではアマゾン熱帯雨林地帯の法定保留地率を80%に規定し、同地帯の環境保全を義務付けている。(これが遵守されれば)アマゾン熱帯雨林地帯での環境破壊は大きな問題にならないはずだ。</p> <p>② アマゾン熱帯雨林地帯で現在アグリビジネス上重要となっているのは(農地造成ではなく)流通インフラ整備で、特に大豆輸出のための流通インフラだ。しかし、中西部で生産される大豆の流通ルートとしては、Ferro Norte 鉄道や南北鉄道も強化されつつあり、アマゾン経由の搬出量はそれほど大きなものとはならないだろう。</p> <p>③ 現在検討されている「(アマゾン地帯を貫通する)太平洋横断道路」は多額の投資や関係諸国の調整を必要としている。また、アジア地域の農産物需要拡大の見通しが確実とならない限り、短期的には実現は困難。</p> <p>④ アクル州及びアマパ州の環境保護を前面に出した開発計画は理論先行で現実味が無く、うまく行くか疑問だ。アマパ州では、むしろ経済発展を阻害し貧困層が拡大している。</p> <p>3. 「Plano de Desenvolvimento Sustentavel da Amazonia (アマゾン持続的開発計画。通称 Amazonia Sustentavel)」について</p>

	<p>① 同計画案の中で「アマゾンの生物多様性資源の活用」が強調されているが、現実的な法整備が遅れている。</p> <p>② アマゾン地帯の遺伝資源は豊富で、今後、国際的な投資が本格化するだろう。</p> <p>4. CDM とバイオマス・エネルギー</p> <p>① ブラジル農業は、食料生産、繊維生産に続き、バイオマス・エネルギー生産に力を入れる。その方向は、サトウキビ原料のエタノール生産と大豆原料のバイオ・ディーゼルの生産だ。前者についてブラジルは1975年の「プロアルコール計画」以来の実績があり、既に国内では定着している。今後は後者の生産が始まるだろう。</p> <p>② エタノールの国際的需要拡大にともない、サトウキビ生産は現在のサンパウロ州からセント・パウロ州へと拡大しはじめた。エタノール生産分野では国際的な投資も本格化した(日本からは三井グループが多額の投資をしている)。今後、ブラジルは国際戦略としてエタノール供給能力を世界にアピールしていく。</p> <p>③ 大豆原料のバイオ・ディーゼルは、内陸部での生産価格が、海岸地帯で精製され運搬される石油起源のディーゼルより廉価であり、農業機械用燃料として多くの需要が期待できる。</p> <p><報告者コメント></p> <p>① ブラジルのアグリビジネス協会(Abag)は、1993年に設立され歴史は浅いが、ブラジルのアグリビジネス界を代表する有力企業で構成される業界団体で、ブラジル農政に大きな影響力を持つ。現農務大臣のロベルト・ド・オリヴェイラ氏は Abag の前会長。一方、「Agroanalysis」誌は、経済研究所として著名なジェッソ・バルガス研究所が刊行する農業専門誌である。今回面談した Pinazza 氏はその双方の機関で要職を務める、いわばアグリビジネス界のブレインの一人。</p> <p>② ブラジルのアグリビジネス 4,500 億レアルでブラジル国内総生産額の約 1/3 を占める巨大産業。その動向はブラジルの自然環境、近隣諸国の経済・社会へも大きな影響を与える。</p>
<p>収集資料</p>	<p>①「10 anos Abag em Defesa do Desenvolvimento do País」 (Abag の 10 年一国家開発を主張して)</p> <p>②「Agroanalysis-Mais um Recorde」 (アグロアナリシス誌特集：ブラジル農業、農業生産量の記録を再更新)</p>

《面談報告》

記録者： 西沢 利栄

日時	平成15年 7月 4日(金) 10:00~12:00
訪問機関名	Paulo Nogueira-Neto (個人)
面談者 (所属/氏名)	Paulo Nogueira-Neto(Prof.Titular de Ecologia Geral, Depto. Ecologia-Inst. Biociencias, Universidade de Sao Paulo Paulo氏は現在ブラジル WWFの副会長、なおブラジル政府に環境省ができる前の環境局長を12年(四政権)に亘り勤める。その間、ブラジル全土に25ヶ所のFederal Ecological Stationを設ける。なお、1994年から2001年までPPG7の国際諮問委員会(IAG)を勤める。
協議内容	<p>(1) アマゾン地域で現在最も必要なことは</p> <p>1) 適切な森林管理 2) アグロフォレストリー これらを順調に進める対策として必要なことは、EBAMAを次の二つに分けること。</p> <p>1) 森林保存部門 2) 森林管理分門 このような体制を整えた後、代表的なエコシステムを持つ地域を保存する。さらに、森の恵みを採取する保存ユニットを設けることが必要になる。</p> <p>(2) 昨3日ブラジル政府は、アマゾン地域の査察のために2000万Cr.H\$の資金の出資を決定した。これらは新政権のアマゾンに対するよい兆しのように思える。</p> <p>(3) アマゾン地域の保存と開発の両立は極めて困難であるが、そのためには多く存在する保存ユニットの調整が必要である。</p> <p>(4) アマゾンへの大豆栽培の進入は限られた土壌(ラトソル土壌、最近はおキシゾルという)を有する地域のみである。</p> <p>(5) アマゾンでの牧場のローテーション化は、フランスから導入された方式で、土壌の肥沃な地域の集約的方式アマゾンには適さない。</p> <p>(6) ヴァルゼアにおける漁業資源の開発、たとえばマニラウア・マネジメントプラン(Paulo氏はこのプロジェクト審議会委員)などの説明</p> <p>(7) 採取経済が目的とするブラジル・ナッツやパーミット、果汁ジュースなどに世界の食品会社が興味を示さないことを問題と考えている。</p> <p>(8) 食品保存技術の開発が必要であるし、そこには日本の技術の援助が必要。</p> <p>(9) アマゾンには針のない蜂がおり、この蜜の開発など重要課題としてあげられる。</p> <p>(10) 日本は木材の大輸入国であることから、アマゾンの価値を認識して、その持続的管理に協力する必要がある。</p>
収集資料	

《面談報告》

記録者： 西沢 利栄

日時	平成15年 7月 4日 (金) 14:00~16:00
訪問機関名	
面談者 (所属/氏名)	Roberto Smeraldi (Executive Coordinator, Amigos da Terra) Roberto氏は、現在PPG7のIAGのChairman
協議内容	<p>(1) ジャカラнда・プロジェクトについて INPAの前所長と会議を持ったとき Berth Becker (PPG7でEEゾーニング方式を提案した。リオデジャネイロ国立大学教授、前IAGのVice-chairman)がジャカラндаプロジェクトについて質問したとき所長は、それについてはそっとしておいてくれと言った。それ以後、PPG7では話題にもしなかったし、全く無関心である。</p> <p>(2) ジャカラнда・プロジェクトにしても、他のJICAプロジェクトは、一般にコミュニケーション不足が問題。プロジェクト関係者全員が情報を共有することがブーメラン効果を生み出すことを認識する必要がある。</p> <p>(3) PPG7は、最近あまりにも政治的になりすぎた。そのために関係する人が多すぎて、適切な運営がされていない。</p> <p>(4) イギリスがPPG7から抜けたいと言うが、それについてどうかの質問に対して、今ブラジルにイギリスの国会議員が来ており、今日イギリス大使館から夕食パーティーの招待状をいただいた(その招待状を見せてくれながら)。多分これは今の質問に関する話ではないかと考えているということであった。</p> <p>(5) JICAとブラジルの関係について 1) 州政府を対象にしたプロジェクトが国を対象にするよりインパクトが強いのではないだろうか。 2) 隙間部分に新しいプロジェクト分野があるように思う。 以上、いろいろと話し合ったが、プロジェクトを成功させるためには、両者のコミュニケーションが大切であると強調された。</p>
収集資料	

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月7日(月) 10:00 - 12:30
訪問機関名 (面談者)	マトグロッソ州環境局(FEMA : Fundacao Estadual do Meio Ambiente) -Mat Grosso- -Redrig Justus de Brito (Director de recursos florestais), -Moacir Pires de Miranda Filho (Presidente do FEMA), Romildo Goncalves (IBAMA in MT)
訪問者	-Daniel、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1)FEMA は 1989 年に設立され、総人員約 300 名、プロジェクト費を除く年間予算は約\$R800 万である。これは州全体予算の 0.4%にしか過ぎない。プロジェクト関係については、環境基金、PPG 7、GEF、IDB などから資金を調達している。</p> <p>(2)マトグロッソ州(MT)の土地利用は森林 50%、農耕地 40%、パンタナール 2%であり、州 GDP に占める割合は農業 45%、サービス業 43%、鉱工業 12%である。自然環境分野における主な問題としては、1) 森林の違法伐採、2) 入植活動に伴う環境破壊、3) 山焼きと山火事、4) 水産資源の乱獲、5) 採鉱に伴う水銀汚染、がある。MT 特異の事項として入植計画がある。これまで約 56,000 世帯が入植済であるが、州 GDP の 1%しか貢献しておらず、かつ山焼きや山火事の原因(昨年 132 件の発生中、50 件が入植地関連)となる等、州としては厄介な問題である。山火事防止に関する技術、資金協力には魅力を感じている。しかし、INCRA の入植計画とその実践の仕方にも改善すべきことが多いと思われる。</p> <p>(3)FEMA の役割は、1) 環境関連分野の監督、2) 環境ライセンス、3) モニタリング、である。1) 環境分野の監督は、リモセンと GIS を用いた常時監視、活動の合法・非合法の判定、非合法活動の摘発、現地情報確認調査が主なものである。2) 環境ライセンスは、申請書の確認と実査、保全区域の確定、ライセンスの発行まで全ての手続きプロセスを扱う。3) モニタリングは、全体的な動向把握とライセンス毎の実態把握が主な活動である。MT は連邦において唯一森林伐採に関する統計データを有する州である。</p> <p>(4)ライセンスには、1) 伐採許可と 2) 環境ライセンスの 2 タイプがあり、区別が必要である。伐採許可は許可された伐採計画が満期になれば終了する。環境ライセンスは、許可された利用計画と照らし合わせて問題がなければ 5 年毎に更新され、更新回数に制限はない。いずれも違法行為が発覚した場合には、その程度によって罰金、原状回復命令、失効、刑事告発などの措置をとる。罰金は約\$R1,000/ha、植林措置は約\$R5,000/ha の負担となる。刑事告発は時間がかかり審議中が多いが、これまで 650 件告発し、うち 47 件に有罪判決が出ている。2003 年時点でライセンス発行数 4,370 件、申請中は 2,543 件である。土地によっては鉱業権、漁業権などの重複があるため、申請を受けた時点で関係部署と協議を行い、優先順位に従った許認可を実施している。ライセンス発行期間はオンライン化によって近年大幅に短縮され、現在は約 2-3 ヶ月である。</p> <p>(5)IBAMA とは情報交換など連携をとっている。ライセンスに関しては原則として 300ha 以上を FEMA が、それ以下を IBAMA が取り扱うとしているが、法律上は州境など特殊な場合を除いて許認可権は州にある。よって、FEMA が一元的に管理をした方が効率的と考えている。</p> <p>(6)荒廃地は州全体で約 100 万 ha 存在する。大中規模のものは原因者が特定できるため、罰金、自己負担による植林、告発による刑事罰などによって対応している。しかし、小規模なものに対しては負担能力の限界があるため、プロジェクト予算を確保して回復を行うことにしている。</p> <p>(7)EEZ は企画局が中心となって策定中であり、今年中に計画を固める方針である。重点地域は、1) 州西部の AM、RO との州境地域(国立公園、インディオ居住区、ダイヤモンド鉱区)、2) 国道 163 号沿い、3) 国道 158 号沿い、4) パンタナール北部地域、となるであろう。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>MT は東部からの経済圧力もあってかなり開発優先である。しかし、それが AM、RO への進入をある程度防止しているとの見方もできる。広域的な EEZ を考える場合には大きな存在である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1)州の地図、2)説明資料の資料

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月7日(月) 15:00 ~ 16:00
訪問機関名 (面談者)	マトグロッソ州農務局(SEДАР : Secretaria de Agriculturais) -Mat Grosso- -Amado Ociveira Ficho (Director de SEDAR)
訪問者	-Daniel、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1) SEDAR は 2003 年の機構改革において既存組織を改組して創設された。農民と農地を含めた農業全体の発展を取り扱い、州の目標である「飢餓ゼロ」の達成を目指している。MTの収容作物は、大豆、米、メイズ、綿、などであり、世界の市況をにらみつつ生産量、生産効率、品質の向上に邁進している。特に生産量については、作付面積を増やすよりは、単位収量増加の余地が大きいと考えている。(EMBRAPAの責任が重いということか。面談者注)</p> <p>(2) MTはセラードが多く、農業生産には有利である。農耕地のうち61%が私有地であり、AMの7%と比較するまでもなく民間による農業生産が主流である。また、農耕地のうち未だ40%くらいしか利用しておらず、農地拡大のポテンシャルはかなり大きい。北部は大規模農場が多いが、南部は小規模なものが多い。この開発軸に沿って土地利用計画、資源有効利用を進めるべきである。ゴイヤス州に住み、MTに農場をという経営スタンスである。</p> <p>(3) 森林法の改正による法定アマゾン地域の森林残存80%は実態にそぐわないものであり、大方の住民にとって守ることの出来ない規定である。むしろ、元の50%に戻し、達成可能な規定とすべきと考えている。一方、セラードは50%を35%と緩和したことは適切な措置である。今後とも、森林の有効利用と違法行為の取締り強化が課題である。</p> <p>(4) MTの農業にとって、国道163号、158号は生命線であろう。この開発軸に沿って土地利用計画、資源有効利用を進めるべきである。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1) 立場によるところが大きいですが、MTはかなり強い開発志向がある様に思われる。EEZの議論でも片一方の”Economic”が強く主張されるであろう。また、換金作物への比重が高く、世界の市場を相手としたビジネスとしての農業であり、開発支援とはかなり距離があると思われる。社会的、経済的弱者の存在や意見を聞く場を意識しておかないと強者の論理に振り回される恐れがある。</p> <p>(2) アポイントの連絡ミスによって1時間しか面談時間が取れなかったため、相手側の一方的な説明に終始した。やや消化不良気味であり、この面談を持ってMTの農業政策とするわけにはいかない感じがする。実態を把握するには質問をはさんでの面談が不可欠である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1)特になし。

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月8日(火) 08:40 ~ 12:40
訪問機関名 (面談者)	ICV(Instituto Centro de Vide) -Mat Grosso- -Sergio Hendrique Guimaraes (Director General), Fehrive Sonoda, その他2名
訪問者	-Daniel、岩井、インダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1)ICVは1991年に設立され、1)環境保全、2)環境教育、3)環境情報、4)住民の市民権強化、5)環境調査、を目的としたNGOである。設立当初はボランティア的性格を持ち、州政府の政策実施に関する補完的な活動をパンタナールとセラードを中心に展開していた。1997年頃から独自路線を出すようになり、現在は環境情報提供、環境教育・出版に重点を置いている。その他、アマゾン地域のCristalia州立公園管理と環境教育、山火事防止に関する支援も行っている。MTには環境関係のNGOが少なく、その中では中心的な存在である。資金的な協力は、Fundo Nacional do Meio Ambiente (FNMA)、FEMA-MT、イタリア政府、Interamerican Facility (IAF)、GEF、ISPN、PPP、などから得ている。</p> <p>(2)山火事防止に関しては、1999年からイタリア政府の資金を得て州の北部、東部を中心に開始した。防火、消火体制の整備ならびに住民意識向上活動を行い、火を使わない生産方法としてアグロフォレストリーの普及を実施した。特に最前線に立つ郡レベルの体制強化に重点を置いたのが特徴である。また、防火プロトコルと称し、住民のコミットメントを記した約束文書やマニュアルを作成した。牧場経営マニュアルは、火を使わない方法や単位飼育頭数増加などを紹介し、評価を得た。アグロフォレストリーのマニュアルは州農務局協力して作成中である。樹種としてはマホガニー、イペーなどを考えているが、MTの場合は南部からの入植者が多いため土地に関する知見が乏しく、適切な手法は確立されていない状況にある。</p> <p>(3)1995年以前には州立公園面積は35万haに過ぎなかったが、NGOや有識者のロビーイングならびに前知事理解によって300万haに増加した。しかし、指定はしたものの、その管理や保全体制整備が遅れており、自然環境破壊の危機が去ったわけではない。Cristalia州立公園管理に関するICVの支援は、公園周辺住民の理解と協力なくしては公園地域の保全が出来ないと考え、教材製作やセミナー開催など学校を含めた環境教育を実施しているものである。特に、家族農家に対しては混植や林産物の利用などを普及している。</p> <p>(4)MTは大規模農場による作物生産が行われており、現知事を含めて開発推進派の力が強いこと、ならびに入植者が多いことに留意する必要がある。現政権は懸案の道路整備とINCRAによる入植計画とは別物である、と説明しているが、道路沿線への入植が行われれば大きな自然環境破壊につながるため予断を許さない。INCRAの入植計画に州鉱山局(DNPN)が採掘権を付与したため、採掘による環境破壊が広がってしまった例もある。また、MTはアマゾン、パンタナール、セラードの接点であり、水源地でもある。しかし、セラードの保護地域は全体の1%しかないという状況である。森林法の改正による保全林地の割合を幾ら議論したところで、実際に守られなければ意味はない。</p> <p>(5)入植地に対するICVの支援としては、クイアバから北西約100kmに位置するSanfransisico村における例がある。ここはパンタナールを流れるパラグアイ河の上流域である。INCRAが70世帯を入植させた。INCRAは「伐って、焼いて、牛を入れる事」を入植と考えている傾向があり、環境破壊が広がってしまった。これを、「伐らずに、焼かずに、混植を含む持続的利用」へと方向転換をしていく必要がある。ICVは入植者の生計安定と向上を図りつつ環境破壊を防止するため、PPPからの資金を得てアグロフォレストリーの普及を2000年から実施している。参加意思を示した35世帯に対して、入植者が与えられる土地30ha/世帯のうち、各世帯が1haを提供した35haの土地で試験的にアグロフォレストリーを導入するものである。その後選挙による中絶があったが、苗畑建設などが進み、住民間にオーナーシップが芽生えてきているとのことである。担当者が不在であるため、成果については不明である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1)Amazonia, encontrando solucoes 2)Parque estadual cristalino のビデオ・テープ

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月9日 (水) 09:50 - 11:10
訪問機関名 (面談者)	ISA(Instituto Socioambiental) -Brasilia- - Marcio Santilli (Coordinador), その他1名
訪問者	松本(大使館)、Daniel、岩井、インダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1) ISAは1994年に設立されたNGOである。サンパウロ市に拠点を置き、ブラジリア等いくつかの地方事務所を持つ。スタッフ130名、年間予算約\$R1,200万であり、ブラジルでも最大規模のNGOである。ブラジリア事務所は、ISA活動プログラムと中央政府の調整、社会環境政策、先住民保護、の活動している。アマゾンに関するISAの活動は、1) リオネグロ上流域のインディオ保護区保全、2) シンゲー河のシンゲーインディオ保護区保全が主なものである。</p> <p>(2) インディオ保護区は多く設定されているが、土地の利用権の問題などその運営管理についてはこれからの課題である。現地のニーズや実態について行政に働きかけることが重要であると認識している。面積約21万haのリオネグロ上流インディオ保護区では開発などの圧力は未だ存在しておらず、その意味では健全さを保っている。しかし、シンゲーインディオ保護区は周囲からの開発圧力にさらされ、保護活動が急務である。彼らの伝統的文化を乱すことはしない、意思を尊重した上での支援が必要である。インディオ自身による彼らのための学校教育などはその一環である。資金的な協力は、オランダ政府、EU、フォード財団、ノルウェーの団体であるRain Forest、などから得ている。</p> <p>(3) アマゾナス州のNGOであるFVAとはフィールド(ジャウ国立公園)が別なので共同作業の実績はないが、連絡は取り合っている。ブラジル国内のアマゾン先住民は716部族、約30万人である。アンデス付近の先住民には支配的な部族が見られるが、アマゾンでは大きいもので5万人程度であり、少人数で分散した生活を営んでいる。このため、より脆弱性が高い。シンゲーインディオ保護区でさえ16部族が存在し、ある程度の組織化をしないと存続が危うくなる恐れがある。その意味で、インディオ自身が外部社会との付き合い方を身につける必要性が高くなっている。もちろん安易な同化政策とは峻別しなくてはならない。</p> <p>(4) インディオの生産物や自然資源が健全な形で市場にアクセスできる様な支援をしている。市場原理に直接さらされると危険が大きいため、ISAがバッファとなり、慎重に行っている。また、非インディオについてもISAは支援を行っている。サンパウロ州リベラ河周辺の元黒人奴隷への支援がその例である。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1) 人権抑圧を中心とした社会問題解決を目的としているNGOである。社会的弱者は、経済的にも政治的にも弱者になりやすい。ISAは弁護士などもスタッフとして抱え、社会への発言力を高めている。このため、時として政府との軋轢を生むことが考えられるため、特に二国間協力の場合は慎重に対応する必要があるかもしれない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	特になし。

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月9日(水) 11:10 ~ 12:50
訪問機関名 (面談者)	IPAM(Instituto de Pesquisa Ambiental da Amazonia) -Brasilia- - Paulo Moutinho (Coordinador), その他1名
訪問者	-松本(大使館)、Daniel、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1) IPAMは1995年に設立されたNGOである。パラ州ベレンに拠点を置き、ブラジルとサンタレン等に地方事務所を持つ。スタッフ120名、年間予算約\$750万である。IPAMは調査研究に重点を置き、1) アマゾンの森林保全、2) 森林と自然資源に関する知識のコミュニティに対する移転と教育、3) バルゼアの保全、4) 行政の公共政策への働きかけ、の4プログラムを実施している。国内外の大学や研究機関などから委託を受けて現在、約30のプロジェクトを行っている。また、大学への講師派遣、修士・博士課程専攻者の受入れも行っている。民間などからの資金協力はなく、全て委託研究費で賄っている。したがって、スタッフ構成も博士号取得者を中心とした研究組織型となっている。研究委託は、フロリダ大学、ジョージア大学、サンパウロ大学、ブラジル大学、パラ連邦大学、EMBRAPAなどから受けている。</p> <p>(2) 主なプロジェクトとしては、1) アマゾンにおける環境モニタリング：河川沿いの森林を対象に、伐採や火災被害ならびにインフラ整備、開発によるインパクト分析、2) 戦略的環境評価：自然環境データと社会経済環境データのオーバーレイによってシナリオ別の将来予測を行い、行政施策へ反映、3) アマゾン熱帯林の乾燥化、サバンナ化による自然、社会、経済環境へのインパクト分析、4) 大豆など換金作物生産ラインの北上による自然、社会、経済環境へのインパクト分析とその対策、5) 河川沿いの住民に対する森林資源の有効利用と収入源の多様化対策、6) 気候変動問題に対する教育と普及プログラム開発と教材政策、等が挙げられる。また、これらの研究成果を書籍、研究論文、教材、パンフレットなどにとりまとめてセミナーやワークショップで公表し、行政への働きかけと市民、住民への啓蒙を行っている。</p> <p>(3) 河川沿いの住民に対する森林資源の有効利用と収入源の多様化対策の実施に際しては、研究成果を住民に押し付けるのではなく、住民と共に考えながら研究を進めている点でEMBRAPAとは異なるアプローチを取っている。この方法により、成果や活動に対する住民の受入れが柔軟かつ円滑になっている。</p> <p>(4) 気候変動問題や地球温暖化対策については、ブラジルは未だ初歩的な段階にある。しかし、今後どのように政権や政策が変わろうともアマゾンの重要性に変化はないと考えて研究を進めている。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1) 基本的に民間の研究機関であり、性格的にはNPOに近い。潤沢な委託研究費と人脈、スリムな組織形態のおかげで高品質かつ豊富な成果が出ている。一方、組織の継続や経営営業ノウハウ等がややおろそかな感じがする。安上がりで良質の成果が期待できている間は良いが、成熟味が増してくると人材の停滞や維持管理が重くのしかかるため存続が難しくなる恐れがある。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	<p>1) IPAM, who are we? 2) IPAM projeto varzea 3) Florestas familiares 4) o mundo da varzea 5) Mudancas climaticas 6) その他パンフレット</p>

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月9日(水) 14:00 ~ 16:50
訪問機関名 (面談者)	Secretaria de Coordenacao da Amazonia (SCA), MMA -Brasilia- - Regina Cavini (Coordenador), Marcio Hirata
訪問者	-松本(大使館)、Daniel、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. Pro-ambiente に関する概要説明および Q&A の要点</p> <p>(1) Pro-ambiente は、2000 年頃にアマゾン農業労働者連盟、全国漁民運動、ブラジルアマゾンインディオ部族コーディネータなどが組織したアマゾン対策協議会から始まったものであり、全くの新規プログラムではない。連邦の政策(PPA)に組み入れられ、今ではルーラー政権の重要政策の1つとなっている。組織的には MMA が主導し、農地開発省が融資と管理運営指導を行い、農務省 EMBRAPA が技術指導を担当する。地域統合省の参加にはもう少し時間が掛りそうである。</p> <p>(2) Pro-ambiente の背景としては、1) 家族農業者を対象としたアマゾン融資プロジェクトの行詰り、2) 山焼や山火事などの代表される農業生産者側のインパクト、3) 種々の活動の体系化による継続性維持、があった。このため、農業生産者に対する社会経済的アプローチを組入れて、住民参加と政策決定、計画的農業生産、環境保全活動の評価、を重点としたプログラムを策定した。受益者は農林水産業者、入植者、インディオなど全ての家族農業生産者とし、対象範囲も土地所有から生産販売まで拡大した。</p> <p>(3) 実施方法は次のとおりである。1) 対象候補となった地域ならびに住民に対して、特典、条件、義務(15年間の継続など)に関する説明を行う。2) 対象地域と住民が決まると、農地開発省の指導と資金援助を受けながら Pro-ambiente による支援を受けるための組織化を行い、管理運営体制を構築する。3) 環境保全活動の内容とその評価・認定方法を決定する。4) 対象住民は 15年間にわたり実際の環境保全活動の認定を受け、それに見合う融資 (\$R120/世帯/月を限度)を受ける。5) 住民はその融資を直接使用あるいは担保にした融資を受け、自らの生産活動の向上や効率化を図る。環境保全活動の認定は毎年更新とする。管理運営体制作りのための資金は連邦の予算で賄い、環境保全活動融資には、主要財源として、政府資金、各種基金、民間資金などを充てる。</p> <p>(4) 対象となる環境保全活動としては、1) 伐採の削減、2) CO2 吸収、3) 水源地保全、4) 土壌保全、5) 生物多様性保全、6) 山火事など火災リスクの軽減、である。当初は、伐採の削減と CO2 吸収だけを考えていたが、それでは不十分と判断して項目を増やした。</p> <p>(5) 既存プログラムである PRONAF は、Pro-ambiente プログラムの一部として組入れられる。言い換えれば、担保や保証人など PRONAF 普及の阻害要因を取り除く措置である。</p> <p>(6) 今後議会の承認などの手続きを経なければならないが、8月には本格実施に向けて政府事務局組織の改定が行われる予定である。先ずアマゾン地域で実施する予定であり、既にモデルとして 12ヶ所のパイロット地域が選定済である。その資金としてオランダが 40万ユーロ、イギリスが 20万ユーロの拠出をコミットしており、これが国家環境基金(FMMA)経由で提供される。アマゾンの成果を見つつ、Sustainable Development System(SAS)として定着させ、順次半乾燥地帯、セラード、アトランテックへと対象地域を拡大する。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1) CDM の要素を取り入れた非常にユニークかつ独創的なプログラムである。排出権取引に積極的なオランダやイギリスが即支援の声を上げているのも特徴的である。具体的なシステム作りは今後行われることになるだろうが、国家政策として取込まれた PPG7 に代わる新たなプログラムとして注目に値する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	1) proambiente(プログラム説明パンフレット)

《面談報告》

記録者： 岩井 陽一

日時	平成15年 7月11日(金) 11:10 ~ 12:00
訪問機関名 (面談者)	Secretaria de Biodiversidade e Florestas (SBF), MMA -Brasilia- - Tasso Rezende de Azevedo (Director Adjunto) (英語可)
訪問者	-Daniel、岩井、イソダ(通訳)
協議内容	<p>1. 概要説明およびQ&Aの要点</p> <p>(1) SCAは全国の森林と生物多様性の保全、持続的利用に関する政策、施策、戦略、規制、人材育成、調整をはかり、具体的な実施はIBAMAが行う。現時点での重要プログラムは、FAOの支援を受けたNational Forest Program (NFP)である。</p> <p>(2) NFPは2000年に策定され、アマゾンを含む全ての森林を対象としている。その目的は、1) 植林基盤整備と拡大、2) 公有地における天然林管理の拡大と連帯の強化、3) 私有地における天然林の管理、4) モニタリングと規制、5) 先住民や伝統的生活を営む人々との連携、6) 森林教育、森林科学、森林技術の開発と普及、7) 森林の持つ環境保全機能の利用、8) 組織制度強化と森林拡大、9) 森林に関する産業の近代化、10) 林産物の市場と貿易の強化、と広範囲にわたっている。アマゾンに関しては、ARPAに示された森林地10%増が当面の目標となろう。</p> <p>(3) INCRAの入植政策との連絡と調整を図るため、SBFの中に専任部署を置いている。現在、入植地における森林管理を含めた新しい入植方式モデルを開発中である。ただし、地方レベルに関してはIBAMAの役割なので、具体的な問題とその解決法までの把握はしていない。</p> <p>(4) 流域保全や水源地保全については、SCAで重要地域の選定や地図化を行い、担当官庁(例えば水資源庁(ANA)など)との連携を行っている。また、森林地に対するコンセッション付与についても、そこでの居住や民間企業の活動など政策的に関与している。</p> <p>2. 面談者コメント</p> <p>(1) 当初予定していた面談者は都合で交代となった。対応してくれた職員は教育訓練担当であったため、林業に関する具体的なことを聞くことが出来なかった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
収集資料	<p>1) Avaliacao e identificacao de acoes prioritarias para a conservacao, utilizacao sustentavel e reparticao dos beneficios da biodiversidade na amazonia brasileira</p> <p>2) National Forest Program</p>

ブラジル事務所・ベレーン支所 収集資料

- 企画・予算・行政管理省多年度計画（PPA）日本語仮訳…………… 286
- アマゾン地域で活動する NGO 調査に係る情報
 - ・アマゾン地域で活動する環境・農業分野の主要 NGO 調査…………… 304
 - ・ベレーン支所コメント…………… 305
 - ・アマゾン地域で活動する主要な NGO の概要…………… 309
- 「アマゾン研究会」参考資料
 - ・関係諸機関の援助・活動基本方針…………… 320
 - ・関係諸機関協議議事録…………… 327
 - ・収集資料リスト…………… 353
- パラ州環境教育計画 指針と政策…………… 354

企画・予算・行政管理省

(日本語仮訳第一次案)

多年度計画
PPA 2004—2007

戦略的指針

みんなのためのブラジル： 持続可能な成長、
雇用及び社会参加

目次

I	－	新しいブラジルは可能	3
II	－	短期から長期へ	5
III	－	プライオリティー設定の前提	6
IV	－	大衆消費による発展の構造	10
V	－	発展戦略とその次元:まとめ	12

I - 新しいブラジルは可能

1. ルイス・イナッシオ・ルーラ・ダ・シウヴァ大統領は、国を変え、そして国民の生活改善を公約として就任した。今回の大統領選は、新しいブラジルは可能、を期待する選挙であった。就任第一日目から、新政権は、国の恥であり百万を超える兄弟としての国民を脅かしている飢餓と貧困を撤廃する、という歴史に残る挑戦をすべくスタートした。ダイナミックな社会の建設、国を昏睡状態から脱出させる、雇用と富みを生み出す、社会を公平にする等の目標は、確実に永続的な成長によって初めて達成されるものである。社会的に平等で持続可能な発展を促進するには、大きな努力とブラジル社会全体の動員を必要とする。また、国家としては、再発展するのに不可欠な原動力を得るために、利用可能な全ての手段と資源を駆使しなければならない。
2. このような変化は計画なくして実行できない。多年度計画(Plano Plurianual)PPA2004-2007は、ブラジルを変える目的で現在作成されている。作業は、この計画によってブラジル社会に深い構造的変化を導入する目的で、2007年よりはるか先を見据えた長期的開発モデルを作り上げる構想で進められている。また、ルイス・イナッシオ・ルーラ・ダ・シウヴァ大統領政権の、社会経済計画のキープポイントとなる資料でもある。本多年度計画は、追求する大きな変化の方向を示して、連邦政府の政策に合理性と効率性をもたらすであろう。
3. 本資料は、多年度計画PPA2004-2007の各プログラムにおける、政府の戦略的指針をまとめたものであり、今後数カ月の期間で具体化して予算化し、8月末に国会へ提出する予定である。その指針は、基本的にはルーラ大統領が当選した2002年度大統領選の選挙運動中に発表した政府プログラムに基づいたものであり、年度予算、ならびに多年度計画そのものが進む方向を示している。そして、社会分野の優先的プログラム、安定したマクロ経済の下に成長を持続させるのに必要なインフラおよび外貨創出部門に対する投資計画、そしてその他全ての行政計画および活動設定を指揮する資料である。
4. 戦略とは、多年度計画を構成する各プログラムの立案および採択、ならびに経時的にその実施評価および妥当性評価の指針である。それら戦略は、本資料ならびに各省の戦略的方針を通じて発表する行政戦略方針によって構成され、政府の公約実現に向けた部門別政策の目標を設定する。そのような要素に基づいて、多年度計画 PPA2004-2007 を構成する全てのプログラムおよび政策が作成され、決定され、具体化される。
5. 多年度計画PPA2004-2007に記載されている経済的社会的な計画は、ブラジル社会ならびに政府諸組織の参加で作成される。この参加型多年度計画は、連邦政府活動の企画と管理を永続的に充実させていく手法として、政府活動の透明度と効果を高めることになる。
6. 直面する基本的な問題は、所得と富みの集中、社会的排他、低い雇用創出、ならびに生産性向上のメリットを大多数の労働ファミリーの所得向上へ移行させるにあたっての障壁の存在である。緊急プログラムは必要であるが、それらは貧困、文盲、児童労働、乳児死亡率を撲滅できる条件作りとしては不十分である。そのためには、国の投資増加と賃金引上げに十分な富みを生み出せる持続可能な成長が必要である。

7. ブラジルは年間4%以上のGDP成長率を実現できる全ての条件を備えている。新技術に挑戦する意欲を持った大量の労働力、豊富な天然資源、全分野に存在する優れた専門家、世界でも有数な可能性を持つ市場、競争できる条件さえ備えれば企業精神を持ちどの市場でも競合できる実力を備えた企業家群、そして多くの部門において広大で多様な優れた競争力を持つ生産基盤を保有している。持続可能な成長を実現させるためには、長年分散しているこのパワーを組み合わせ、開発プロジェクトへと導いていかなければならない。
8. この開発プロジェクトを導入するに当たり、国家は、社会発展・地域発展のリーダー、そして経済成長の誘発者として決定的な役割を持っている。開発プロジェクトの不在、ならびに明確な部門別政策(産業、貿易、農業、教育、科学技術等)の不在は、過去の多年度計画において重点指向の欠如をもたらしていた。例えば、社会分野では、重複した計画が累積し、実利的な成果は少なかった。計画する方法を完全に変えなければならない。現在のブラジル国家、ブラジル社会、そして生産システムの特徴から見ると、計画作業は、国民の貧困を減少し、社会格差・地域格差の軽減、所得分配の改善、失業の減少、融資用資金不足の対策、不確実性の縮小、ならびに公共投資と民間投資の増加を目指す、公共的・民間的利害関係の調整と調和として理解しなければならない。
9. 多年度計画PPA2004－2007は、次の長期的戦略を初めての試みとして導入することを目的としている：生産と雇用機会の拡大を含む社会参加と所得再分配。大衆消費市場ならびに投資と生産性向上によって活性化された、地域格差軽減因子としての環境的に持続可能な発展。そして、その持続可能な発展を実現させる競争力を備えた活動の拡張によって、外的影響を受けやすい体質の改善。この戦略を支える政策とプログラムは、社会分野、経済分野、地域分野、環境分野、民主分野の5項目に分かれている。この5項目の簡略的な詳細を本資料のV章で述べる。

II - 短期から長期へ

10. 多年度計画で採用する戦略は、堅固な経済基盤および国の現実と密接なものでなくてはならない。安定を重要視する明確なマクロ経済的戦略、ならびに生産性と競争力の向上を奨励する適切な政策は不可欠である。これらが存在しない場合は、経済の成長プロセスそのものにおいて、成長が阻害され多くのアンバランスが生み出される可能性がある。
11. 安定したマクロ経済制度は三つの基礎項目に基づく： a) 公共赤字の持続可能な推移に特徴づけられる税収の一貫性、b) 低くて安定したインフレ、c) 確実な対外勘定、つまり金融政策に余分な制約を与えない当座勘定の残高や国際資本の流入変動に対して国が影響を受けやすい状態に置かない等を意味する。
12. マクロ経済的安定は、単なる初期条件である以上に、持続可能な発展計画の中心的な要素でもある。外部ショックに弱くて影響を受けやすいマクロ経済政策に特徴づけられた成長サイクルは、危機を生み出し発展の持続を不可能にするだけでなく、所得分配の改善にも支障をもたらす。
13. 対外、税制、価格のマクロ経済3次元の安定維持は、いずれの持続可能な発展モデルにおいても中心的な役割を持っている。急速な成長を得るためにマクロ経済政策を緩和する誘惑は大きい、ブラジル史が示すように、その長期的影響は確実にマイナスである。
14. この過渡的な背景において、今後数年間における政策の戦略計画は、可能な限り最大の成長の達成、社会参加の拡大、失業と地域格差減少などの目的を共存させるのに重要である。さらに、貿易収支調整の維持と、結果として需要増加のリズムと国内生産能力を調和する必要性、ならびに長期的な公共投資の必要性を含めたプライマリー・サープラスの維持等の、国のマクロ経済的安定を定着させる必要性がもたらす制約を条件として市民権が強化される。
15. 最後に、過去数年間における低インフラ投資率(唯一の例外は電気通信部門)は、特に高輸送コストが原因で、国内経済の競争力に支障をもたらしただけでなく、新規の成長サイクルを実現不可能にするようなボトルネックを生み出す可能性がある。インフラの拡張および修復に対する多額の投資は、要するに、国の持続可能な成長期間を実現するための不可欠条件である。
16. インフレ低下傾向の定着によって、実質的に金利を引き下げるための道が開かれ、需要および経済成長の復活が可能になる。持続可能な成長サイクルを生み出す可能性は非常に大きい。この可能性が現実となるためには、公共的政策、組織改革、そして政府と民間部門の関係におけるルールを明確に定めた、総合的対策を必要とする。マクロ経済的に安定した成長サイクルの定着により、今日では可能でない政策統制の自由度が増すことになる。

III — プライオリティー設定の前提

17. 税政策および通貨の効率的な管理を、政策経済安定の定着という背景の中で実施し、さらに地域格差を軽減しながら可能な限りの成長を確保するためには、プライオリティー設定は、ある前提条件群に基づいていなければならない。なかでも、投資政策、国際部門政策、そして地域格差・社会的格差是正政策に関連した項目があげられる。

III. 1 — 投資政策と生産性向上政策

18. 今後数年間の成長を最大化するためには、投資と生産性の向上を奨励する政策を通じて、生産能力拡大のリズムを加速することが重要である。その目的で政府がチャレンジする主な項目の一つに、民間投資促進に適した環境作りがある。恒久的な安定の表示はその目的を達成するためには重要であるが、民間部門の意志決定を指導できるようなプライオリティーの明確な設定等、政府のアクションはそれ以上のものでなければならない。
19. 特に重要である政策群の一つに、金融仲介コストの削減と資本財の課税負担軽減による、投資コスト低減を対象とした政策である。基本利子率の引き下げを目標とする条件作りの他に、政府は、契約の法的安全性の向上（結果として、未払いによる損失リスクの軽減）と、金融機関間の競争刺激を通じて、銀行の利ざやの削減を目的としている。その方向でいくつかの対策が講じられており、例えば破産法の改定等がそうである。
20. 全般的な対策の他に、政府は民間投資の奨励に特定の手法を用意しており、一例として、相場より好条件の融資として公的金融機関による融資等がそうである。このような方法は政府の発展戦略にとって重要であり、マクロ経済的安定や市場における長期融資メカニズムが定着するまでは特に重要である。
21. ここでの大きな問題はプライオリティー設定である。投資促進用の資源は限られており、それを増加すると大きな増税インパクトをもたらす。資金調達の基準を明確に設定することは重要であり、民間企業が他の調達源から融資を受けられるような条件を考慮し、そして本資料が示している他の目的へ復帰する。つまり輸出拡大、技術導入、地域格差の軽減等である。これが正に産業政策、貿易政策、そして技術開発政策の役割であり、今後具体化していかなければならない。
22. 産業政策は、垂直と水平の二つの方向で作用しなければならない。水平的政策では、ブラジルコストの削減と、財とサービスを対象としたブラジル輸出入扱いの同権を追求することに集中する。いくつかの対策のなかでも、ブラジルと競合国との競争力ギャップを縮小する目的で、ヨーロッパ市場と北米市場において、ブラジル製品に対する自由化をより拡大する交渉や、WTOの範囲で、技術生産、研究開発活動、技術中心型部門への融資等の助成に関する協定の活用が必要である。
23. マクロ的制度の環境と水平的政策は総合的競争力の重要なベクターではあるが、ブラジルの競争力拡大と生産多様化には不十分である。一国の競争力を決定するファク

ターの一部は特定の部門に由来する。異なる産業の仕様、市場変動の差別化、革新能力と生産能力の多様性は、個別の産業政策と技術政策の介在を要する。この展望においては、輸入に取って代わる輸出部門への投資を増やす目的を達成して生産能力の稼働率を高めるために、対象部門の選定基準設定と優先的政策の選定を明確に行わなければならない。その基準のなかでも、垂直的政策の能力、一時性、透明度が大切である。

24. 多年度計画のもう一つの中心的問題は公共投資である。公共投資が、持続的な発展運動の具現化に重要なインフラ拡張に対して、根本的な役割を持っていることは疑う余地も無い。しかし、ここでの大きな問題点は現状の歳入制約であり、今後数年間は、公共投資増加の余地は限られている。この問題に対応するには二通りの対策群を要する。
25. 一つ目の対策群は、公共総支出における投資額のシェアを拡大する必要性に関係する。つまり、今後数年間における政府の支出より速いスピードで投資が増加しなければならない。国会に提出した福祉改革は、その方向への大きな進歩を意味するが、公共部門の経常費合理化の努力は重要であり、より急速な投資拡大への道を開いてくれる。
26. しかし、政府がその支出を少なくする努力で成果をあげても、歳出の構造的拘束は高く、公共投資だけでインフラ拡張の必要性に対応するのは不可能である。このことは、民間の投資対象となることが困難な部門に公共投資を集中し、その他部門を対象とした民間投資を、直接あるいは公共部門との提携によって奨励する、という二つ目の対策群に我々を導いてくれる。
27. インフラに対する民間投資を実現させるには、高品質サービスの提供を奨励する規制基準を定着させ、生産性向上と今後数年間で期待されるコスト削減によって、その受益を利用者へ還元することが必要であると同時に、企業が安心して投資できるような環境作りを行なわなければならない。

III. 2 — 対外部門の政策

28. 生産能力の向上と平行して、国の持続可能な発展条件の定着は、競争力を持つ輸入代替促進を目指した対策、そして特に輸出促進による、対外勘定の確実性を強化する必要がある。
29. この対策群は二つの目的がある。一方では、経済の急速成長と、経常取引における過剰赤字の回避を調整する方法として、為替切り下げに対する依存度を軽減して価格安定に貢献する。他方、一番目の目的が達成された時点で、輸出成長は輸入拡大を導き、結果として、国内市場の競争度を高め、そして資本財輸入により技術吸収を加速させる。
30. 対外負債対輸出比の減少、ならびに商業残高と経常残高の増加に貢献すれば、ここで提案する戦略により、外的要因に対する堅固性の向上、そして、いわゆる国のリスクを削減し、より早い時点で金利引き下げが実現できる。
31. これらの目的を達成するためには、数多くのメカニズムを適用しなければならない。第一に、税制改革で予定されている税金累計の廃止や金融仲介コスト削減の対策等、い

くつかの制度変更が考えられ、さらに競合する輸入品に対して国産品の価格を引き下げて、国内経済の競争力を高める対策等もある。

32. 第二に、物流コストと輸送コストの削減に努力しなければならない。輸送インフラの修復および改善、ならびに港務費の削減だけではなく、貿易事業に必要な管理作業を妨げることなく、通関作業を迅速化する改善を行なうべきである。
33. 貿易のインセンティブ構造と管理体制の変更も必要である。その意味では、手続きの簡略化、ならびに輸出振興を実施する行政機関間の調整を改善するだけではなく、規格化および品質認定を担当する技術機関の強化も行なうべきである。全てのレベルにおける貿易交渉において、ブラジルの利害関係の保護を積極的に行なうことは、農産物と工業製品を中心とするブラジル製品の輸出拡大にも重要である。
34. 最後に、輸出振興戦略を明確に設定することは重要であり、ここでは、中小企業の輸出奨励、ならびに輸出が非定期的である企業の輸出安定化奨励等、重点項目を選んで定めなければならない。特に、そして主に、産業政策、貿易政策および技術開発政策の範囲においては、競争力を持ち、輸入品に取って代わる国産品や輸出振興に対するインセンティブが、各プロジェクトにおける利用可能な資源の限度を尊重した上で、費用対効果と、各部門における戦略的重要性を基準とすることが大切である。

III. 3 - 地域政策

35. 市場は唯一の土地整理要因であってはならない、という原理に基づいて地域政策を優先する。その理由は、経済的集中をもたらし、結果として地域格差を強調するからである。そのため、国家プロジェクトにおける地域アспектにおいては、社会的プライオリティーおよびインフラ投資と、地域格差および域内格差を軽減できる政策やプロジェクトの地域化を組み合わせなければならない。このクライテリアによって方向付けられた社会政策は、恵まれない地域に対して、労働力の生産性を向上させる要素を与えることができる。そしてインフラ政策は、同地域に貯蓄と資源を留めることができる。豊かな地域多様性は、環境持続性の基本的条件に適合した形で、我々の発展地域化の資産として利用される。地域政策の指針となる前提条件の詳細を本資料V章で述べる。

III. 4 - 社会政策とモデルの整合性

36. 多年度計画導入の初期数年間において、GDP比で当座勘定の赤字を増加させないで投資を増やさなければならないことは、GDP比での総消費量を低下させることになる。言い換えれば、消費増加率がGDP増加率をやや下回らなければならない。しかしそれは、低所得層国民の消費増加を同じように制限することを意味するのではなく、この層の消費はGDPより速く伸びる可能性もあることを協調したい。最も金持ちの層の所得と消費の増加よりも速いテンポで、最も貧しい層の所得と消費の増加を目指す政策の策定は、新政権アジェンダの中心点の一つである。持続可能な発展に整合したレベルで、GDPに対する割合の投資と貿易収支が安定すれば、全国民層の消費の増加を可能にできるマクロ経済的余地が拡大し、大衆消費の急速な拡大への機会が強化される。

37. 長期的に所得分配を改善できる主な要素が、労働者の教育水準と能力であることを認識した上で、より貧しい層の所得と消費を短期・中期で比例以上に増加できる手段がその他いくつもある。例えば、より貧しい国民層を対象とした所得再分配プログラムの拡大対策。税構造累進性の拡大対策。税手段および公共料金差別化による必需財・必需サービスの価格引き下げ対策。独占的行為の取締りと、消費者受益指向の競争原理導入対策。農地改革と、より貧しい層の良質住宅取得機会による不動産所有形態の非集中化奨励対策。年金積立基金の奨励等による高所得層の貯蓄増加対策。農村および都市部の低資格労働者を吸収し、それより低い資格を所有するの労働者で構成された過剰な市場に対する圧力を軽減して、それら労働者の賃金是正を可能にする対策等が考えられる。
38. より貧しい層の所得と消費を比例以上に増加するいくつかの試みは既に採用されているが、やるべきことがまだ多いことは間違いない。その試みの代表的なものは、飢餓撲滅運動、公的資金をより高所得の層へ移行させることを削減する福祉改革、税制改革に含まれている基本食品の物品流通税(ICMS)の免税と相続税・寄付税の累進性拡大等である。
39. 経済安定化によって可能になる実質金利の引き下げそのものは、所得分配に好影響を与える。それは、より金持ちの層のみが金融投資を行ない、その層が政府が支払う利息の受益者であるためである。利子の引き下げは、より金持ちの層の所得と消費の拡大テンポを制限する目的達成に貢献し、恵まれない国民層の消費増加へと導いていく。
40. 最後に、今後数年間は支出増加に制限があることと、公共投資を増加する必要があることで、より貧しい層所得を移転していくプログラムや助成プログラムも制約を受けることを認めざるを得ない。そのような制約があるがゆえ、各プログラムの費用と効果を評価する必要があり、社会的格差を軽減する目的に対してより効果的なプログラムを優先しなければならない。
41. 特に、所得移転だけではでなく、低資格労働者を吸収することによって、労働市場の条件とそれら労働者の賃金引き上げに貢献する計画に重点を置いて、所得分配を改善する目的を協調していかなければならない。制約に特徴づけられる状況下においても、明確なプライオリティーの採択と、制度変更および公共政策の総合的管理を行なえば、経済の競争力と生産性に好作用する大衆消費の拡大、そしてバランスの取れた経済の需要と生産能力の伸びに基づいた好循環が定着する道が開かれる。

IV ー 大衆消費による発展の構造

42. 多年度計画PPA2004-2007による長期的な目的は、近代的企業の消費市場に労働ファミリーを徐々に導入することに基づき、大衆消費市場の拡大による成長過程をスタートさせることである。このモデルは、ブラジル経済の事業論理が示すとおり実現可能である。労働ファミリーの購買力が向上するたびに増加するのは、経済の近代的生産構造で生産される財とサービスである。(加工食品、衣類と靴類、衛生用品・清掃用品、医薬品、電子機器、家電、建材、家具、そしてサービスではスーパー、交通、電力、電話、レジャー部門等)
43. 大衆消費による成長は、生産性向上の大きな成果に支えられる。そしてそれは国内市場の規模や、拡大した国内規模効果の結果として国外市場の獲得に至り、それがもたらすスケールメリットによる効率性の向上、さらに、近代的な部門が作り出す大衆消費財の生産拡張投資に伴う、学習メリットと革新から生まれる成果等に関係する。
44. 生産性向上は余剰を生み、原理的には、大衆消費財とサービスの価格低下、賃金の上昇、そして社会的費用に利用できる税収の増加等によって、その余剰を、より労働ファミリーの所得向上へと移転できる。
45. 生産性向上のメリットを労働ファミリーの購買力向上へと移転するメカニズムが十分に機能すれば、次の好循環が設定できる：労働ファミリーの所得上昇／大衆消費基盤の拡大／投資／生産性・競争力向上／労働ファミリーの所得上昇。あるいは、それをまとめると、労働ファミリーの所得と投資の間の好循環であるといえる。ブラジルは、その潜在的消費市場の規模により、世界でも、このような戦略で成長できる条件を備えた数少ない国の一つである。
46. 大衆消費による成長モデルの長所の一つは、輸出競争力と、輸入品に対抗できる国内市場向け生産の競争力にもたらす生産性向上のインパクトによって、貿易収支へポジティブに作用することである。低所得層の家計では、食費、住宅建築費、保健費および教育費のウエイトが大きいので、それらの家庭における消費項目は輸入品が比較的少なく、これも貿易収支にとっては好作用である。これに劣らないもう一つの重要なことは、生産を大衆消費指向に特化、集中する機会によって、高品質と低価格の両方を備えた財を量産し、在ブラジル企業へ技術革新という有望な道が与えられ、さらに主要国際市場における機会の利用を通じて輸出に効果的に作用することである。
47. この戦略は、生産性向上のメリットが、雇用政策抜きで労働者の所得改善に移転されるのは困難という認識に基づいている。その主な理由は、高度成長条件下であっても、この技術時代における近代的な産業部門では労働力中心型産業は少なく、雇用機会の創出には不十分であるためである。経済がより急速に成長しても、大量の失業労働者や不完全雇用労働者、特に資格程度が低い労働者の十分な吸収を保証できない。この状態に、農業から労働者を追放する非人道的な傾向が加わることで、失業と不完全雇用の撤廃に反する状態が生まれ、結果的には賃金の是正に逆作用する。労働市場の分化と、低い教育水準および資格水準が重なり、高給階層だけに賃金の増加が見られる。

つまり、生産性向上のメリットが労働者の所得向上へと移行するのは、少ない一部の労働者に限られている。

48. 生産性メリットを労働者ファミリーの所得改善へ移行させるプロセスの強化因子として、雇用政策、社会参画機会政策と再分配政策が必要であるという理由には、職場不足の問題だけではなく、他の二つの基本的原因も含まれている。a) 経済の高度な寡占化により、生産性向上の効果は必ずしも大衆消費財価格の低下につながらない。b) 課税を通じて国が吸収する余剰の一部は、主要社会改善費の質と量の向上につながっていない。
49. 労働者ファミリーの購買力向上がもたらす投資と消費の間での好循環は、実質賃金の上昇と、労働者が取得する他の直接収入と間接収入に左右される。職場不足、ならびに生産性向上メリットを労働者の所得向上へと移行させるメカニズムのその他問題点の存在は、この好循環が機能するためには、政府がそのような短所を補正できるような社会政策の実行が必要であることを意味する。そのため、社会の公平性を最大の目的とする、社会参加政策と格差軽減政策は、同時に大衆消費モデルの運営にとって欠かせない政策である。
50. 各家庭の購買力を向上させ、労働市場に対する労働者供給の圧力を低下させれば、社会政策による大衆消費は可能となり、生産性の向上を賃金の向上へ移転するための条件が改善される。例えば、
- a) 農地改革と家族農業は、労働者を農村に留め、家族の収入を増やす。
 - b) 奨学金は、子供たちを学校に留め、児童労働を減少し、家族の収入を増やす。
 - c) 高齢者福祉の普及は、高齢者を休養させ、高齢者を労働市場から退け、さらに家族の収入を増やす。
 - d) 小規模融資は、自営業や零細企業における職場の支えとなり、雇用と所得を創出する。
 - e) 住宅確保のプログラム、ならびに衛生、公共交通、教育、保健等のインフラと社会サービス利用の各プログラムは、伝統的な雇用創出事業であり、家賃、薬、学資等の費用が削減できることによって家族の収入が増える。
 - f) 飢餓撲滅運動、最低賃金引き上げプログラム、失業保険プログラムは、貧困家庭の収入を高めて消費を増せる資金を与えるので、大衆消費モデルに対して効果的に作用する。

V — 発展戦略とその分野:まとめ

51. 前述のように、多年度計画PPA2004—2007は次の長期的戦略を指針としている: 生産と雇用機会の拡大を伴う社会参加と所得非集中化。大衆消費市場、投資、生産性向上によって活性化され、外的影響を受けやすい体質を改善できる活動の競争力拡大によって実現される、地域格差軽減因子の環境的に持続可能な発展。当戦略の5分野(社会、経済、地域、環境、民主)は、追求すべき大目標を示す。

V. 1 — 社会分野

52. 社会分野は、社会参加と所得再分配を目的とする。政府の社会的範囲における戦略は、市民権が基本的権利であるという前提と、社会保障(福祉、ケア、保険)等の主要公共サービスと教育の機会の普及を保証するという前提に従っている。また、この政府戦略には、非常に貧窮な条件で生活している5千万人以上のブラジル国民を累進的に社会参画させて、影響を受けやすい国民層生活向上を優先するという前提も含まれている。この次元では、可能な限り構造的な性格を持つ政策(雇用政策、教育政策、小型融資政策、家族農業支援政策等のような)を採択し、そして、必要な場合は、緊急的性格を持ったプログラム(例えば、飢餓撲滅運動、奨学金等)を実施する。さらに、補完性を保証しながらプログラム間の重複を避けるために、受益者家族の登録作業が詳細に行われる。

53. 異なる補足的な範囲において推進されている社会政策のアジェンダは広大である。そのいくつかを紹介しよう。

- 福祉、保健、教育、訓練、公共交通、住宅、衛生、保安、文化、スポーツ、レジャー等の社会サービスの利用機会一般化と品質向上を目指した、社会的サービス利用権利の強化に必要なアクション。
- 雇用創出と所得創出の強化、ならびに家族農業支援、農地改革、小型融資、労働改革等の労働関係と労働条件を改善するために必要なアクション。
- 飢餓撲滅運動、奨学金および児童労働撤廃等の、影響を受けやすい国民層を対象としたアクション。
- 医薬品や食品等の大衆消費財の価格引き下げを目指したアクション。
- 体系的な最低賃金引き上げ、福祉改革と税制改革、主要社会費の資金獲得を可能にするための公共予算見直し、銀行マージンを中心とした融資コストの削減、利益対投資関係を強化するために必要な利益保留、電力料金・上下水道料金・電気通信料金の助成等の所得再分配政策。

54. 社会事業は開発プロジェクトの中核である。社会参画機会と所得再分配を対象とするプログラムは、次の三つの理由により、連邦政府の絶対的優先項目である。一番目の理由、そして基本的な理由は、社会的公平性を促進して市民権の基本的権利の確保

への対応を拡大できるからである。二番目は、労働力の効率性を向上させるからである。そして3番目は、大衆消費モデルによって生産性向上と競争力向上が強化できるからである。

55. 強力な成長は、社会参画機会の基本的手段である雇用創出を行ない、公共的収入を増加させ、所得再分配プロセスを導入しやすくするので、社会参画機会と所得再分配のための中心的な要素となる。しかし、社会的公平性の目的において、社会参画機会と所得再分配は、実現する成長リズムに関係無く、根気よく追求していかなければならない目標である。ブラジルの体験が示すように、強固な政治的意志が無ければ、成長は適切な形態での社会参画をもたらさないし、また所得分配改善の進歩を目指すととなおさらである、という事実には注意しなければならない。

V. 2 - 経済分野

56. 経済分野は、量的と質的に安定した成長と、雇用拡大の促進を目的とする。そのためには、インフラ整備と外的影響を受けやすい体質の改善を重点として、能力拡大と革新拡大を対象とした投資の調整と実行を目指す。政策は、輸出強化と競争力を備えた輸入代替の強化および国際市場の獲得を優先し、これらは金融システムと投資融資メカニズムの強化を要する。

57. 多年度計画PPA2004-2007における、経済部門のプログラムとアクションの策定と実施に関する指導は、7グループに分かれている。

- 持続可能な成長と所得再分配のための前提条件として、マクロ経済の均衡を、債務対GDP比の推移好転、ならびに公共投資能力と民間投資能力向上に必要な公共部門の勘定調整によって定着させる。
- 政府による国産の財とサービスの拡張、近代化および付加価値付与に対する投資の調整と実施においては、輸出競争力と輸入代替を優先する。ここでは、地域的な生産拠点または生産編成の促進、大手ブラジル企業の強化、中小企業の支援、ならびに外国からの直接投資の誘致などを目指す。熟成期間が長期である部門においても、計画的投資の実施は、将来的には対外債務支払能力の拡大が期待できるので、貿易収支の推移を好転できる対策を強化する。また、外的影響を受けやすい体質の改善と成長の維持に不可欠な外貨獲得に作用する意味で、観光、農業、鉱業、輸出業ならびに輸入代替生産業等は、各産業の連鎖的生産行程の密度を高めて高尚化することによって協調される。
- 経済インフラの強化は、電力、交通、電気通信、衛生、水資源の各部門に対する投資を通じて行なわれ、全国規模の競争力向上とブラジルコスト削減が実現できるように、インフラ供給の拡大、品質向上、コスト低減を目指す。公共部門と民間部門との提携を奨励し、それら目的の達成を保証するために、公共サービスの規制、ならびに各監督機関の継続的な改善を実施する。また、南米の物理的統合を、交通、エネルギー、電気通信のインフラネットワーク設置を通じて促進する。

- 労働者の教育と能力向上、ならびに全国的規模での革新活動が強化される。基礎研究を妨げることなく、大きな規模で、科学技術政策を生産部門における革新活動の需要と産業政策に調和させていき、企業と大学と研究機関のより深い統合を目指す。これは、バイオテクノロジー、ファインケミカル、マイクロエレクトロニクス、新材料等の境界的な分野においても実現するであろう。現代の技術革命は、プロセスと製品の研究開発活動を拡張して多様化できるような、全国規模の革新システムを伴って強化されていかなければならない。

- 投資に対する公共部門と民間部門の融資能力は、国内資金を通じて強化される。国家経済社会開発銀行(BNDES)、連邦貯蓄銀行(Caixa Economica Federal)、ブラジル銀行(Banco do Brasil)およびその他国営銀行は、事業振興的な性格を持ってその活動を強化する。年金基金の増加は、生産への投資に利用できる金融貯蓄の増大に貢献する。また事業期間の延長と革新的な金融工学を目指す。生産と消費を対象とした金利を引き下げのための条件作りが、基本利子率(taxa básica de juros)および銀行マージンの低減を通じて行われ(未払い勘定、事務管理費、過剰な利益マージン等の削減によって)、住宅ローンの拡大が優先され、中小企業を対象とした融資が強化される。資本コストの削減、ならびに伝統的に銀行システムから除外されていた機関、個人、家族を対象とした融資利用機会を拡大する改革が採用される。その実現には、例えば、融資組合システムの強化や契約の法的安全性向上の強化等があり、保険市場、不動産融資、資本市場、破産法等の改善を伴う。

- 貿易産品と国際市場産品の多様化と拡大は、強力な貿易外交を要求する。メルコスル、ならびに南米大陸の経済的統合、WTOにおける卓越的役割、FTAAやメルコスル対EU交渉におけるの均衡追求等が優先される。インド、中国、ロシア等の地域的主要国に対しては、堅固な二国間関係が建設される。国際金融の範囲では、資本流出入の揮発性とその作用を軽減する新たな金融アーキテクチャ建設への支援が行なわれる。

- 福祉制度、税制、労働制度等の憲法改正が優先される。競争原理導入政策、寡占管理政策、ならびに経済インフラに関する規制基準の見直しと実施が促進され、特に投資の推進、恵まれない国民層に影響を与える料金の見なおし設定とフォローに注意を向ける。

V. 3 — 地域分野

58. 社会的格差は地域的側面を持っており、その改善には、新規の地域開発政策の策定と公共部門が立案する土地計画の強化を必要とする。さらに、ブラジルの地理は、国の経済活動と人口が、国内の小さいスペースに強く集中していることを示す。それは、何も無くても開発程度の低い広大な土地が、貧困状態が高く集中する他の土地と並んでいる、社会的格差と経済的格差を表現している地理である。双方の土地も、より活発な土地と競合する能力が低い地域である。

59. 社会参画機会を伴った持続可能な成長戦略の定着は、後進エリアにも繁栄エリアにも悪影響を与える、この非対照的な社会的経済的発展プロセスの変更を必要とする。繁栄エリアは、既に、過剰な集中、フローの渋滞、環境および公衆衛生の圧迫、人口移動

の圧力を吸収する能力不在等の問題に直面しており、国内の大都市全てにおいて、広大な貧困地帯が増加している。

60. 数年後に望まれる地理形態は、文化多様性、自然多様性、社会多様性のポテンシャルを高めながら、国の地方間の協調的開発を優先しなければならない。要約すれば、地域政策は、今後もう特定地域の問題対策ではなく、国の社会的経済的団結の表現として、国土の結合を促進する全国規模の政策でなければならない。
61. 競争力を伴った国土統合は、調整とインフラに対する分別的投資を要し、まず、地域間補完性の価値化を阻害する要因である、交通、エネルギー、電気通信、水資源等に手を打つべきである。連邦政府としては、州政府との調和を図りながら、マクロ地域レベルで、経済的社会的成長の均等的な分配が確保できる一連の優先的プロジェクトの設定を担当する。
62. さらに、より脆弱なエリアに対しては、個別待遇という観点から、それぞれの社会費ならびに雇用政策と所得政策に関する対処方法を変えていかななければならない。その意図は、連邦、州、市の優先的な歳出を一連の構造形成的政策への集約を奨励し(全て、雇用と所得の「オーダーメイド」政策に関連させた、所得移転、衛生、住宅、保健、教育、情報と知識、環境の各政策)、地域開発等を目的として総合的に管理することである。
63. 地域戦略は、特に、北東部地方、アマゾン地域と中西部地方を対象とする。そして、所得再分配における中心的な挑戦的項目であり、またダイナミックな全国規模の成長過程に参入させる抑圧状態ゾーンは、差異的に対処する。国にとって、地域的生産の編成作業強化は、生産を空間的に振り分けて、国内に分散している潜在的な資源に価値を与える唯一の機会である。
64. 全国的展望による地域開発においては、現行の地域対策手法の大幅な見直しを忘れてはならない。憲法が定める基金、インセンティブ、地方事業団は、全て北部地方、北東部地方および中西部地方に向けられている。統合的な観点で捉えた国土が開発に作用できるようなツールを採用し、そして全国、地方、小地方、地域の各レベルに分けた国土の全体を網羅するような見とおしで、空間の社会的経済的格差問題改善の対策を検討することは必須である。第一ステップは、国会で審議中の税制改革案に含まれている、国家地域開発基金設立の実現である。
65. 各地方の行方は、全国規模と、増加する南米との関係や一連の国際動向の関係に益々左右されるようになってきている。これによって、計画と国内限りの開発を策定する際の焦点が変わり、南米大陸として歩むべき共通の道を累進的に建設するに当たっては、南米インフラ・ロジスティックの強化と統合の戦略にも影響する。また、開発の予測を再度西へ向ける決意的な変化であり、海岸地帯に過剰に集中する経済のバランス調整にもなる。

V. 4 — 環境分野

66. 我々の戦略は長期的に持続可能な発展である。その結果として、本分野は、社会分野と経済分野における選択を導けるような環境分野であることを意味する。経済発展が、天然資源と環境サービスを圧迫することにより、現世代を対象とした社会的公平性を実現する責任は、次世代へ継承したい遺産と切り離せない。目的は、社会的公平性指向の発展であり、同じく、権利を健康的な環境の中へ統合させていく計画である。より貧しい住民が、より汚染され、不安全で荒廃した地域の暴露を受けており、それら住民は、新鮮な空気、飲料水、基本衛生、居住性を利用できる機会が少ない人々であり、我が国を象徴する環境的受益の不均等な分配を表現している。我々の生態系を脅かす主な問題は、環境荒廃化と社会荒廃化の密接な関係を示している。そのため、地域住民へ良質な環境を提供することは、多年度計画で対応すべき優先項目であり、緊急な問題でもある。
67. さらに、重要性では劣らない問題は、天然資源の保全、修復と保存である。経済成長には質的アプローチが必要であり、今後数年間は、生産と消費の新しいパターンを通じて、大規模で累進的な再編成を行ないながら、天然資源の持続可能な利用を奨励すると共に、環境的アンバランスをもたらす生産行為を厳しく取締るようにしなければならない。環境について責任を果している企業を評価することは大切であり、これは、国内市場ならびに国際市場における競争力の一項目として日々要求が高くなってきている。
68. 発展に伴う環境的コストや社会コストに対する利害関係と責任の闘争を認識することは不可欠であり、新しい方向、あるいは現行の生産パターンがもたらす損失の軽減を示す方法を協議して合意しなければならない。このことは、特に農業部門、エネルギー部門、そして石油部門のような伝統的に環境リスクが大きい産業に対して重要である。
69. 全員が消費できるように成長するということは、消費パターンも見直すことになる。自然の保存を社会的価値とし、全ての人為的行為から発生する無駄の排除に対する評価は、持続可能な発展戦略に一貫性をもたらすためには重要である。天然資源の消費、さらに利用可能な環境サービスは限界に近づいてきており、いくつかの場合には、消費がブラジル国民の一部に限られていても、荒廃の一途をたどるばかりである。一番よい例は、我々の河川の水質問題、都市ゴミの処理問題、そして国の基幹衛生の不備の問題等であろう。我々の水資源の適切な利用は、新規の水利用法の段階的な施行と、それに関連して、大都市における基礎衛生とゴミ処理の改善に対する投資である。
70. 特に森林を中心とした天然資源の保全と持続可能な利用は、公共部門の環境機関の強化、ならびに経済活動を監督して規制する法律と仕組みの即時適用を要する。環境保護の分野は、地球上の生物多様性の約20%を保有するブラジルにおいては、現在と将来への投資である。さらに、それに係わる国民の文化多様性の価値向上は、社会的責任であると同時に、新規経済を開発する機会でもある。ブラジル各地域の経済的社会的発展を対象とした、ブラジルの生物多様性利用中心型プロジェクトの推進を奨励することは大切であり、国民の大多数を対象とした雇用と所得の重要な創出源にもなる。
71. 多年度計画では、社会的環境的指標の改善目標、住民参加の奨励、環境教育等を含めた公共政策における、社会的環境的基準の採用を予定している。

V. 5 - 民主分野

72. 民主分野は、政治的、社会的、民事的な市民権の強化と人権保証、社会が監督する公共部門の透明性、分散化、参加型計画立案方式と市民指向の行政運営、保安、国家主権保護等を目的とする。経済的社会的格差の是正は、国家に対しては男女とも正に平等であり、全てのブラジル人男性とブラジル人女性に市民というステータスを保証するために必要な条件として理解されている。
73. 本戦略では、人種と民族に対する偏見が無く、社会生活の全てのアспектに対して同じ機会を与え、平等性に基づいた、複数で民主的な関係の開発を計画している。また、女性が獲得した権利を強化して拡大し、人種差別は、物的損害・象徴的損害・文化的損害をもたらすだけではなく民主主義の本質に反するので、根気よく解消していく。さらに、身障者、青少年、第三世代の人々、歴史的に放置された地域や経済的社会的危機に遭遇した地域からの移住者、ならびに他国から来た貧しい外国人に対する差別も解消していく。
74. 多年度計画PPA2004-2007の戦略は、ブラジル民主主義を、その全分野において強化することを基本としている。ブラジルにおける民主的プロセスのラジカル化は、経済と社会における民主主義的な対策の採用と政治的改革の実施を超えた、大きな文化的運動として理解されなければならない。無制限の発言自由性とコミュニケーション手段の民主化は、その運動の重要なツールである。人民自由と人権を保護する政治文化の誕生に貢献できる社会との新しい定款、より経済的社会的公平な国の建設、そして、とりわけて、この新しい発展サイクルの要求に適合した国家を追求していく。
75. 治安は優先的な処置を必要とする項目であり、市民の権利を尊重し、人権を行使させ、教育と訓練を実施しながら、民主的に合法な方法に限定した手段で強化していく。この範囲における対策は、治安改善が警察改革案と社会政策案の策定を含むという原則に基づいている。また、法規の改定と更新は加速される。連邦・州・市は、治安対策の開発において協調し、そして犯罪減少、特に密輸を対象とする組織犯罪の予防と対策、麻薬売買、銃器の不法売買、ならびにマネーローダリングの削減を目指した政策を統合させていく。
76. 軍部は、強力で主権性を持った国家の建設と、ブラジルを平和で民主的な国として守るために重要な役割を持っている。政府は、ブラジルの国土、海、空を守りながら、領土を保全できるように軍部を強化して近代化する。また、ブラジルの国境や、アマゾンのような領土保全危機がある地域の保護、そして世界平和維持への派遣に必要な能力を軍部に備える。召集の必要があれば、軍部は、災害救助、全国規模の公衆衛生キャンペーン、ならびにその他国民的社会活動に協力する。
77. 民主主義の強化は、権威主義、格差、顧客主義への対策も要する。特に社会的弱者を中心とした市民の集合体に役立てるような国家を目指して、国家非民営化に巨大な努力をする。

78. 無駄と汚職に対する最高の武器は、効率的かつ迅速的に市民が運営する国家の定着である。市民権の確保責任は、多年度計画PPA2004－2007の立案、実施、評価が、民間団体ならびに州政府と市政府の代表者たちの間で、積極的に協議して討論する過程を経て実行することを要求する。
79. 本多年度計画の参加型性格は、連邦政府アクションの計画と運営を永続的に充実にさせていく方式であり、それらアクションの透明性と社会的効果を高めるものである。本年度8月末に、国会審議のために提出する多年度計画2004－2007を策定するプロセスにおいては、ブラジル社会の声を積極的に聞いていく。政策の選定に社会の参加を拡大していることが、本多年度計画の大きな特徴である。このプロセスは連邦政府内で既にスタートしており、現在、民間団体へも展開している段階である。

アマゾンの環境保全と調和型農業の国際協力に関する研究（アマゾン研究会）に係るコメント・情報提供依頼

1. アマゾン地域で活動する環境・農業分野の主要 NGO 調査

(1) NGO の調査方法

アマゾン地域で活動する主要な NGO 20 団体の調査については、インターネットによる Web Site を検索したものと直接訪問してインタビュー調査を実施したものである。

(2) NGO の概要

別添「アマゾン地域で活動する主要な NGO の概要」のとおり。

(3) NGO の特徴

調査した NGO の特徴を分析して下記の表に示した。

分類	NGO 該当番号
研究・調査型	1, 4, 5, 6, 8, 15, 18, 20
環境保全・住民生活向上型	2, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19
森林認証型	8, 9, 10, 12, 13, 16, 17, 18,
環境教育型	3, 4, 8, 12, 14, 17, 18, 20

(4) 調査結果

1) アマゾン地域で活動している NGO は環境保護と貧困問題を両立させたアマゾンの森林資源の保護と持続的利用な開発から住民の生計向上を図るプロジェクトを実施している。環境保護の観点では環境教育を通じて住民を教育し、環境保護リーダー (Agente Ambiental Comunitario) やコミュニティの自立発展 (Gestão Comunitária) のため人材の育成を行なっている。住民の生計向上では森林資源の有効利用から森林管理による有用木材の利用や林産物 (薬草、かずら、種子等) の利用を促進し、認証制度を導入して持続可能な天然資源の利用活動を行なっている。

2) アマゾン地域で活動している NGO は国家環境委員会、農地改革委員会、農業政策委員会のメンバーでもあるためブラジル政府の政策策定に対する発言権をもっている。その他政府と連携しながら各種事業 (国立公園の調査・管理、家族農業、土地利用計画、森林管理計画、住民生活向上、環境教育等) に積極的に参加しており、日本の NGO の活動には伺えない行動をとっている。

2. 当支所コメント

(1) アマゾン地域のグリーン・イシューに対する各ドナー、国際機関、NGO の動向を踏まえた今後の JICA の協力の方向性について

- (a) PPG7 諮問委員会における昨今の議論及び各ドナー、国際機関、NGO の動向を分析すると、総じて、かつての「自然資源の保護中心の取り組み」から、アマゾン地域の自然資源の消失問題と同地域の貧困問題の相関関係を踏まえた「自然資源の保護と持続的利用及び地域住民の生計向上」へ協力のアプローチにシフトしてきていると判断されます。当地の代表的な NGO である POEMA（アマゾン貧困と環境プログラム）は、今から 10 年以上も前である 1991 年に設立されておりますが、その当時から、アマゾンの森林に居住する多くの農民達の貧困問題に焦点を当てた環境プロジェクトを計画実施したという点で、このアプローチのパイオニア的存在と言えると思います。
- (b) また、この「自然資源の保護と持続的利用及び地域住民の生計向上」というアプローチは、個々のプロジェクトの自立発展性の観点からも、益々重要になってきていると思われれます。なぜならば、慢性的な財政問題を抱える伯国政府が広大なアマゾン地域で事業展開をするためには、プロジェクト終了後の自立発展性を確保し、将来に亘って財政負担が生じないようにするとともに、パイロット事業が自然発生的に近隣の地域に広がっていく構造をつくる必要があります。そのためには、地域住民のインセンティブ（すなわち、自然資源を適切に管理することにより、長年に亘って低コストで同じ土地で農業を営むことができ、また、市場へのアクセスの改善や生産技術を改良を通じて、生計向上が達成できるということ）を踏まえたプロジェクトの計画、実施が極めて重要になってきているからです。同様の事情は各ドナー側にもあると判断されます。
- (c) このアプローチの具体的な内容としては、コミュニティーレベルでのアグロフォレストリーの推進（農産物加工や流通を含む場合もある）や焼き畑の防止が挙げられますが、一般的に言って、林業とそれ以外の農業・牧畜業・水産業が様々な組み合わせで一体感を

持って実施されている点が特徴的であり、その点から JICA 本部の現行の実施体制に照らして考えると、農業開発協力部と森林・自然環境協力部の所掌を併せたようなアプローチと言えます。最近、伯国政府は PPG7 へのメンバーに伯環境省に加えて農業省を加えたようですが、このような背景があるものと推測されます。

- (d) なお、上述の JICA の組織体制においては、新規案件の検討等の場面において、担当部署ごとに案件を仕分けする必要上、この案件は「小農支援の案件か、それとも、森林管理の案件か」と言った議論が生じがちですが、少なくとも現場サイドにおいては、それらの両方を満たすような協力が期待されているということを理解して頂くことが重要であると考えています。また、伯側がこのように広い概念で「環境」問題を捉えている以上、仮に、JICA 側では農業案件として採択する場合においても、伯側に対しては「環境案件」として提示した方が先方の問題意識に合致し、また、その方が広報効果が高まる場合があるものと推測されます。
- (e) さて、このアプローチの実施主体として、多くの場合、当地の NGO が関わっています。これらの NGO は、伯環境省や PPG7 が支援するプロジェクトにおいて重要な役割を担っており、政府との関係という点において我が国の NGO と大きく異なっています。今後、伯国政府（環境省）が世銀とともに推進する ARPA(Amazon Region Protected Areas Program)においても、州政府や自治体とともに当地 NGO が各プロジェクトの主体の一つとして位置付けられており、案件形成の段階から積極的に参加することが期待されている状況にあります。
- (f) 現在 JICA は、国立アマゾン研究所に対し「アマゾン森林研究計画フェーズ II」(1998.10.01～2003.09.30)を実施するとともに、伯農牧研究公社(Embrapa)東部アマゾンセンターに対し、「東部アマゾン持続的農業技術開発計画」(1999.3.1. ～2004.2.28.)を実施していますが、これら 2 件のプロ技はいずれも基本的には研究協力的な内容になっています。今後、JICA が当地で新たな協力を展開する場合には、これまでの研究成果等を活用しつつ、上述の「自然資源の保護と持続的利用及び地域住民の生計向上」へ協力を資するようなデモンスト

レーション効果の高いパイロット事業を展開し、伯国内外の評価を得るべきと考えています。

- (g) また、そのためには、伯側政府関係機関のみならず、当地 NGO も巻き込んだ実施体制を形成方促進し、それに対し、JICA が効果的効率的に人材、資金等を投入すべきと考えます。
- (h) 特に、人材面の投入については、プロジェクト人件費の圧縮、及びコミュニケーション能力の優位性の観点から、当地日系有識者をローカルコンサルタントとして一定期間採用し、日本人専門家チームに専門家として参加して頂くことを今後積極的に推進すべきと考えます。
- (i) なお、少職は先日、アマゾン地域の NGO の活動及び主要プロジェクト状況調査を目的として、アクレ州及びホンドーニャ州へ出張しましたが、アクレ州は州政府自体が環境保護に非常に積極的であり、そのような状況もあり、米州開発銀行や WWF が多くのプロジェクトを支援していることを確認しました。また、ホンドーニャ州では PROJETO RECA (別添リストの No. 18) を見学する機会を得ましたが、約 300 戸の農家が自立して組合を運営し、月の一農家当たりの収入も 500 レアル (なお、現在の伯国の最低賃金は 200 レアル) にまでなっている状況を見て非常に感心した次第です。

JICA も近い将来、このようなプロジェクトを実施し、伯内外からの評価を得たいと強く感じた次第です。

(2) 第 1 回会合の議論に対するコメント

(a) パラー州荒廃地回復 F/S 調査

昨年度終了した M/P の調査結果を基礎として、次年度案件として、~~市面は正式~~に要請あり (本部!ち送付済み)。プロジェクト対象地域はパラー州パラゴミナス地域 (M/P 調査対象地域)、~~パラー州~~地域を調査対象として州全体に適用可能な事業モデルを策定したが、パラー州政府側もマラバ小地域では事業の実施が政治的にも治安の面でも難しいと判断し、事業実施予定地域をマラバに近い異なったサイトに変更した経緯あり。一方、パラゴミナス地域は近年、民間

ベースでの植林事業の動きがあり、F/S 調査が実施されれば、伯側では官民一体となった事業実施が期待できる地域と思料)。パラ州政府側のこれからの課題としては、小農に対するクレジットラインをどのように構築するかという点。また、現在の要請書には、具体的な事業計画の記載がないが、先方の希望としては、最初の数カ月でM/P 調査の結果をベースとして JICA 側コンサルタントといくつかの具体的事業の選択枝を検討し、絞り込んだ後、F/S を実施していきたい意向の由。また、絞り込んだ事業の性格に応じて、調査に参加する関係実施機関が追加される予定。

(b) 国立アマゾン研究所 (INPA) に対する次期案件のイメージ

平成16年度実施分の要請書の伯側 ABC の取りまとめ時期が来年3月であるので、それまでに、具体的な内容を双方で議論しておく必要あり。当方としては、他の機関と連携しつつ、これまでの研究成果を具体的な事業で活用するようなプロジェクトが望ましいと考えている。

また、次年度に実施予定の国際シンポジウムの結果も踏まえつつ、平成17年度から同研究所でアマゾン地域のラ米諸国を対象とした第三国研修を実施する可能性を検討すべきと考えている。

以上